

プロレタリア通信

第36号
2001年9月8日
定価 100円
〒170-91
東京豊島郵便局
私書箱59号

帝国主義の再編・ グローバリゼーションの解体

—小泉の聖域を粉砕せよ—

羽山太郎

都市再生計画を粉砕せよ
小泉の聖域

日米同盟ありき、靖国ありき、国家ありきが小泉純一郎の本質である。

小泉言うところの構造改革とは、資本主義的再生産様式を上から暴力的に再編、改革しようとするものではない。その限りで「聖域なき構造改革」とは単なるオドシ文句、かけ声にすぎない。かつて、中曽根康弘が行政改革臨時調査会を設置、土光臨調を利用し結局は、国鉄の分割民営化

をしたのみであり利権を分散化したにとどまった。だが、中曽根の旨とするところは「四海峡閉鎖」発言と靖国公式参拝、大統領制の導入、または、首相の一般投票論に見られるような国家主義、中央集権主義にあった。小泉はまさに、この中曽根の延長上にあるとみるべきである。

小泉の「聖域なき構造改革」とは、税金の分捕り、すなわち利権の分散化以上ではない。その象徴として道路公団、石油公団が槍玉に上がっているにすぎない。問題は賃金格差、所得格差、

貧富の差を、より一層拡大しようとするところにある。石原慎太郎と合い通じるのは東京の再生である。東京の再生、日本の再生という構図である。東京の一部地域、たとえば、日本橋、丸の内、六本木をターゲットに超高級地域につくり変えること。すでに、食料をはじめととする居住の分野で差別化は進んできた。この差別化を積極的に政策的にすすめようとするのが小泉のめざす骨太構造改革である。都市の再生と言っても、いわゆる太平洋ベルト地帯を指しているわけではなくあく

までも東京であり、東京こそ日本の誇りとするところ以上でも以下でもないのが石原と小泉の一致したところである。石原、中曽根、小泉のメーブル友達はイデオロギシユな面と政策面で合い通じるところを持ち合わせているのだ。ここに教科書問題でも積極的に発言しているのだ。

中曽根の違ひは、憲法改正しなくてもするか、憲法の拡大解釈してかの違ひにすぎないのであり、小泉こそは、コソクな拡大解釈論でことごとく推し進めようとしているにすぎないのである。ここでも中曽根と通底する。

十年前、小沢一郎は「普通の国家」自由主義をかかげて自民党的既得権益防衛・守旧主義とたたかうべく自由民主党を飛び出した。小沢一郎はその意味で十年前に構造改革を主張したのである。小沢と

小沢一郎とならび称されることのある小泉純一郎はコソクにも大衆、人民にコピを売りつつ様子見しながら保守主義の顔を押し売りしている。そこに、風見鳥の弟子たる所以がある。

農林、漁民の切り捨て、都市のスラム化

農林、漁民の切り捨て、都市のスラム化
今次参議選は浮動票選挙というよりも組織選であった。「地方を切り捨てる」と明言した小泉を支持した農林、漁民とその周辺住民はさらなる冬の時代を覚悟しなければならぬ。
食料の自給率四十パーセントさえ割り込むような社会、国家など、果たして国家と言いうるだろうか、第一次産業・地場産業・基幹産業をないがしろにする政府など、世界中何処をさがしてもない。わが帝国、小泉内閣とは異常きわまりないというべきだ。

その内閣を支持する大衆の人民とは、アイドルを自認する小泉ファン心理とは恐ろしいことである。切り捨てられることによつて快感すら感じるマゾ的国民感情を感じざるを得ない。
たしかに、農林道、農地の基盤整備は一巡した。主要都市における上下水道は七十パーセントをこえる。高速度や新幹線はこれ以上は必要であつても、採算ベースに乗らないことも確かである。それにしても公共事業の見直しと合わせて農林漁業への関心の薄さは国民へのいたみの強要

以外ではないであろう。つまり、農産物の差別化をよりすすめること、兼業農家、山間へ寒地農業の切捨てである

「いたみをわかちあう」をスローガンにする小泉は、各種保険の国家管理の割合のほとんどの縮小をめざしている

「自民党を変える。日本を変えろ」と言う小泉のネーミングこそ、バブル崩落後の閉塞感に風穴を空けるものと期待する

産業界の変化、機械ロボットの開発などによって農民の季節工の役割は終えたかに見える

曲がり角にきた農業と言われ出したのは早くも五五年である

本の場合成立してこなかった。私は「共同体論者だ」と言う場合、これ等の共同性を念頭においてのことである

第二に、社会保障費の削減である。

「自民党を変える。日本を変えろ」と言う小泉のネーミングこそ、バブル崩落後の閉塞感に風穴を空けるものと期待する

産業界の変化、機械ロボットの開発などによって農民の季節工の役割は終えたかに見える

曲がり角にきた農業と言われ出したのは早くも五五年である

本の場合成立してこなかった。私は「共同体論者だ」と言う場合、これ等の共同性を念頭においてのことである

「共同体」と言うことでは、ソビエト、評議会でも言葉は選ばない

失業者の群れは小都市、コンコースにさいたまむせざるを得ない

わが帝国は明治以降、農民の収奪こそ資本主義的再生産としてきた

私は共同体論者である。もちろん武小路肉篤やヤマギシズムのなものとしてではない

今日の市民派、市民主義者も5年前の知的状況と似たりよつたりである

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

袋の駅周辺に寄り集う以外になくなるであろう

他ならぬ農林、漁民を意味してきたのである

しかし、その主流は、無概念、無規定の市民なる言葉をつかつて、なんとか協同組合的

戦前の帝国農会とは何であったのか、何を基盤とし何のために組織されたのか

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

ホームレスの名で呼ばれる人々その出目は千差万別

ダム建設、高速道、新幹線、地下鉄建設のこととくは農林、漁民の出稼ぎに負うところ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

富国強兵、興国日本、鉄は国家なりを支えてきた土方

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

争化、差別化は教育費の個人負担増となり

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

の厳格化と切り下げ、母、父子家庭への社会的圧力は強ま

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

医療費の値上げ、教育の競争化

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

の厳格化と切り下げ、母、父子家庭への社会的圧力は強ま

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

医療費の値上げ、教育の競争化

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

の厳格化と切り下げ、母、父子家庭への社会的圧力は強ま

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

医療費の値上げ、教育の競争化

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

の厳格化と切り下げ、母、父子家庭への社会的圧力は強ま

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

協同組合論を展開する論者どもの知的水準もこの程度だ

「日本国」は危険がいっぱい？

「憲法を変える」といふのはかばかしくもどろどろしい

大杉仁一郎

「1 内部の敵に氣をつける

小泉首相によりはつきりと「今の憲法を見直さなければならぬ」との発言が出され、かつてなく憲法9条改訂の可能性が高まっています。いわゆる外敵から身を守るのに丸腰でいるのはとんでもない、だから憲法を変えて、自衛隊をきちんと軍隊として認めるべきだという声が大きくなりつつあります。そして冷戦が終わったにも関わらず沖縄で新たに海上ヘリポート基地が設立され、強化されるかに見える在日米軍の存在。たしかに国際情勢を見ると紛争が続く、日本の周りでも軍縮と程遠く、軍備が増強され、北朝鮮、中国は危険だという論理も妙に説得力をもっています。

しかし私は憲法を変えることでより大きな危険を犯すという思いがあります。私から見ると本当に危険なのはいわゆる

「外敵」なのでなく、「内敵」ではないのか？という気がします。他でもない「内敵」とは日本の国そのものが一人一人の市民の権利を侵害し、それを公共の福祉のためだから我慢しなさいと正当化する有り様を指しています。また、決して自らの間違いを認めずそれを隠そうとする日本の中央官庁機構の有り様も指しています。忘れっぽい「日本人」はもう忘れていくかも知れませんが、かつて日本の政府は非加熱血液製剤が危険にも関わらずそれを規制せず、薬品会社と癒着して隠そうとしました。さらにそのことについて責任を認めようともしませんでした。最終的に世論に押され、謝罪しましたが、この背景には日本の官僚機構自体に市民の生命と権利を守り向上させていくのが自分たちの役割との認識が根本的に欠落しているということがあげられそうです。

多くの公害患者と死者を出

した水俣病では加害企業のチッソが汚染物質の水銀の河川、海に垂れ流すのを放置した国の責任が問われましたが、政府は国家責任をとらず、和解決着を図りました。(注1) あいまいな決着を図る和解を拒否する関西の患者たちによって裁判が継続していま

した。そして2001年4月27日に大阪高裁で水俣病に関する国と熊本県の責任を認める判決が出されました。しかし国と熊本県はこれを不服として控訴しました。自分たちは絶対に正しい、間違っていないのはお前たちの方だといわんばかりと傲慢な姿勢に映ります。水俣病が1953年に発生し、熊本大学の研究者により水俣湾の漁業規制を求めた提言が1957年に出されましたが、国が水俣病を公式認定したのは1968年のことでした。一環して政府は逃げ腰で問題解決に消極的でした。この水俣病の教訓が生かされることなく、血液製剤

問題の際に又しても傲慢で冷酷な態度を日本政府は示したのです。

海外から輸入された乾燥硬膜の移植によって急激に痲呆と運動機能が低下し、植物状態となるヤコブ病が発生し、97年に厚生省を相手に提訴がされ、裁判が続いています。(注2) 米国で危険と判断し、廃棄処分したことが報告書に書かれてあったにも関わらず、厚生省が手を打たなかったため、被害が広がりました。国会答弁で厚生大臣は「何の危険性もない医療製品など考えられない」と驚くべき発言をしました。

市民一人一人が外敵が攻めてくる心配をする前にこうした国の危険性をもっと心配したほうが良いと私は思います。日本政府は傲慢で人の命や権利をまったく省みることのない冷酷な姿勢をまるで凶器のように常に国民に対して突きつけているようなものです。北朝鮮や中国との戦争で

などと学問や流行言葉とするのではなく、今、ただちに実行に移す勇氣である。サロンのぬるま湯に浸って西洋かぶれのあれやこれやの言葉あそびは老人にまかせておけば良い。

前頁より

私は「いのちあらためる」と、革命を問題にしているのであって極少数の間でしか通用しない流行言葉を問うているのではない。気がついたその時から実行すること、言葉の試行錯誤ではなく、実践行為の試行錯誤でなければならぬ。でなければ、反省も生まれてこない。でなければ総括も出来まい。

竹中平蔵は、産業構造の転換なり再編を提唱しつつ、一方でインフラ政策も、と述べ出した。つまり、金融機関の不良債権の処理は国税を少々つぎ込んだぐらいでは間に合わないことがわかってきたこと、しかし国際競争を勝ち抜くためにはこれはこれでさけて通れないこと、だが、それには、痛みは大きすぎることもわかってきたと言いうことである。一定のインフレ傾向をもって、不良債権の中を縮少しようというこららしい。

小泉は、小泉で公団の二つや三つを潰し特殊法人の三〇そこらは潰すだろう。そうすることによって国民的人気を

維持しよう。

腐りきった帝国主義の帝国主義的再生はむずかしい。三〇年かかって帝国主義となり、錆びつき、腐ってきた吾帝国の再生など、一年や二年で可能なはずもない。三〇年かかったなら、三〇年は痛みを国民は覚悟しなければならぬ。そうではなく、楽しく明るく国境をなくしてゆくこと、これが私の言うところの地域(世界)の自給である。国境を維持しようとする限りはなんらかの犠牲はつきものである。

ところで、地域丸出し、一地区主義丸出しが千葉県知事である。千葉県の利益のためならなんでもありと、扇千景の選挙応援までした堂本知事は、いずれ、近い将来市民によって打倒されるであろう。

市民が生み出した小泉と堂本は、市民によって、どちらが先に打倒されるか、興味のあるところである。

私は、小泉と堂本によって痛みを強要される人々とどこまでもその痛みを共有し連帯したたかうものである。

戦死者はでいてませんが、公害や薬害などを通じて日本政府によって殺された人々は現実のものとなつています。ど

を銃弾が貫通しました。もし車に乗っていたら死傷者が出た危険性もあります。

を無視する傲慢な姿勢が示しているように、その体質は変わっていないように思われます。

3 環境破壊、原子炉事故など米軍は危険がいっぱい？

米軍は人権・生活破壊に限らず環境汚染にも「貢献」しています。

08年に廃棄の予定で、その時点で残る通常空母はジョン・F・ケネディのみでこれも2018年で廃棄となります。

と第1位が災害の時の救援活動などの災害派遣で67.1%、第2位が外敵からの侵略の防止で59.0%、第3位が国際貢献で25.1%、第4位が国内の治安維持で24.3%、第5位が民生協力(土木工事・国民体育大会の支援・不発弾処理など)で7.6%となつています。

？日本では盛んに「外敵」の危険性を根拠に憲法改定を叫ぶ論理がだんだんと市民権を得て支持されるようになってきていますが、それは市民一人一人にとつては「外国」よりはるかに信用のできない、もつと危険な政府の体質を隠してしまい、「政府は国民を守ってくれるはずだ」との幻想を強化しているように思われます。

住宅街や生活施設が隣接する中で危険な訓練が行われている危険性もさることながら、那覇市に対しては日米合同委員会です事故・事件の報告義務がある一方で自衛隊はい

暴行事件や放火などが在日米軍のあいづく事件に沖縄県で批判が高まったのに対して元在沖縄基地の司令官やラムズフェルド国防長官らが「反米宣伝だ」「騒ぎすぎ」と発言

を上回る水銀砒素、鉛、有機塩素化合物が検出されています。さらにここ数年神奈川県保険医協会の調査でフグ・ハゼなど魚介類の異常が目だつてきています。

さらに自衛隊や在日米軍は大きく変わろうとしておりそれによつて今以上に危険な事態がもたらされようとしています。

質問に対する回答もこの質問の結果とほぼ同じような順位と割合でした。おそらく諸外国から見て、明らかに軍隊である自衛隊に対して災害派遣を期待する声が一番大きいという事は特異に映るでしょう。

2 「敵」より先に自衛隊、米軍が生活を破壊する！

1988年7月横須賀港沖で海上自衛隊潜水艦「なだしお」が遊漁船「第1富士丸」に激突し、30名もの死者を出しました。

公務外の集計で957件に對して被害者に補償がなされたのは168件に過ぎません。(注3) まさにやつたらやりつばなしというひどい状態です。

さらに自衛隊や在日米軍は大きく変わろうとしておりそれによつて今以上に危険な事態がもたらされようとしています。

4 自衛隊よ、どこまで行くの？

自衛隊が存在する理由について2000年に総理府が行った世論調査(注5)による

2001年6月25日に北海道恵庭市島松射撃場上空で訓練中F4戦闘機(那覇基地所属)が謝つて20ミリ機関銃が188発が発射されるという事件がありました。

自衛隊はこの教訓を生かしているのでしょうか？市民の安全でなく自分たちの都合で市街地近くで訓練し、住民の

自衛隊は「上官の命令がないので」と立ち尽くしていたとの批判もでて

自衛隊が存在する理由について2000年に総理府が行った世論調査(注5)による

自衛隊が存在する理由について2000年に総理府が行った世論調査(注5)による

自衛隊が存在する理由について2000年に総理府が行った世論調査(注5)による

でまだまだ軍隊の存在を完全に受けとめられていないことを示しているのかも知れませんが、同じ世論調査の中で防衛費の規模についての質問で現状規模で良いとの回答が61.7%で増額すべきの10.7%を上回っています。

しかしそうした世論とはかけ離れ、自衛隊は強化されつつあります。2000年12月15日発表となった次期「中期防衛力整備計画」(01年度から05年度)には着実に自衛隊を強化していくという意志が感じられます。(注6)海上自衛隊ではこれまで持たなかつた洋上指令部として機能する指揮艦を購入する予定となっています。これは情報処理能力を備え、対潜水艦のヘリコプターを搭載するという世界で他にはない機能を持つものとなっています。

さらに航空自衛隊では空中給油機を購入する予定です。海外に出た空中給油機の給油を受けて、戦闘機が今よりさらに遠くで長時間戦闘ができるようになります。

これらの新装備は明かに日本の領海・領空の外での軍事活動を想定しています。かつて自民党政権が憲法を無視し、自衛隊を設立していく過程で日本本土の攻撃に対する防衛のみを任務とする、いわゆる専守防衛論で自衛隊の存

在を正当化してきました。しかし、明かに専守防衛の枠を越えるような軍備を自衛隊は備えようとしています。

しかも深刻なのは、こうした防衛政策は日本独自の判断というより日米安保体制の中でアメリカからの圧力で動かされている面が大きいという事です。2000年10月に公表されたアメリカの現国務副長官のアミテージによる対日政策レポートでは日米の同盟関係の再構築を主張しています。それは日米を軍事的に運命共同体とし、アメリカが敵とみなした国・勢力に対して日米が肩を並べ共にに戦うことを求めています。日米軍事協力における日本の役割を飛躍的に拡大し、そのために日本が集団的自衛権を行使出来るようにする事を求め、そのあり方は米英同盟をモデルとしています。それに近づける事としています。(注7) 集団的自衛権とは自国の国土への攻撃に対する自衛権にとどまらず、同盟国への攻撃も自衛権の対象とし、同盟国ともに対処することであり、これまでに日本政府は集団的自衛権は憲法に違反するとの解釈を示してきました。もしこれを認めれば、日本の意志と関係なく、戦争に巻き込まれる可能性も出てきます。2001年の朝日新聞の記事によると日米安

保専門議員交流訪米団(久間章団長(自民党))に対してアミテージ長官は小泉首相の集団的自衛権の憲法解釈を変えようという発言を心強く感じており、現行の憲法解釈が日米協力の障害となつていことが事実だと発言しました。

対日政策レポート、小泉首相の発言、訪米団に対するアミテージの発言はまさに一連の流れで出てきた事であり、新米派を自認する小泉首相はアメリカの敷いたレールの上で踊る駒の一つとなつていようにも見受けられます。小泉首相が「日本の安全保障のために日米の協力をさらに強化しなければならぬ。集団的自衛権が違憲との政府見解を見直す。時代にそぐわなくなつた憲法を見直さなければならぬ」と言う時、その言葉は小泉首相の言葉でなく、アメリカの意志の代弁者としてしゃべらされているのに過ぎない、そう考えざるを得ません。

米海軍分析センターのM・マクデビットは2001年の朝日新聞のインタビュウに答えて、ペルシヤ湾まで英艦隊が出動していることについて、アジア太平洋からペルシヤ湾までが日本による集団的自衛権の範囲と述べています。もし自衛隊がこうした機能を持つ時、もはや国土の防

衛という目的には限定されず、アメリカと同じく肩を並べて世界中に出ていくことになりそうです。果たして自衛隊はどこまでいこうとしているのでしょうか?

5 市民・自治体参加の戦争が始まる?

1999年5月に周辺事態法及び関連法案が成立しました。この法案に先だつては日米で軍事同盟を継続発展させるべく、地域有事におけるアメリカの作戦行動への日本の支援を盤石なものとするため、日米首脳共同声明を出されました。その声明でのアメリカへの公約を果たすためにこの法案は成立させられたと言えます。この法律では日米安保条約の目的を日本本土及び極東地域に限定した軍事協力としていたのを「わが国周辺の地域におけるわが国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下周辺事態という)に対応してわが国が実施する措置、その手続きその他の必要事項を定め」たものでした。国会での質疑でここでいう周辺とは地理的にどこなのか?との質問に対して地理的概念でなく、その事態の性格に即して対応すると答弁されました。日本語として奇怪なこの周辺事態とは日米の軍

事行動を事実上フリーハンドに世界中で展開できるようにするものだと云えます。先ほども述べたようにアメリカは日本に対して世界の警察として世界的なアメリカの軍事戦略に従つて動くよう求めており、小泉政権も歩調を合わせています。どこまでも自衛隊が侵攻し、戦争に参加する可能性が出てきました。

しかもこの周辺事態法では国以外の地方自治体や他の国以外のものつまり市民に対しても協力を求めることができると規定されています。想定される事態として以下のようなものがあげられます。

1 市民むけの病院に傷病米兵が収容され、そのおりで市民が押し出されてしまう。

2 民間航空機に弾丸など軍事物資が詰まれるようになり、民間航空機の安全を保証している国際条約のシカゴ条約が適用されなくなる。その結果、攻撃対象となり、海外旅行中の市民の乗った飛行機が撃墜されてしまう。(これは海外の観光もあぶなく飛行機に安心して乗れない)

3 民間港が戦争に使われ、敵国から攻撃を受ける。

これは想定される事態のほんの一部ですが、戦争に自治

体、市民が広範囲に巻き込まれ、多くの死傷者が出る可能性があります。いわば市民に戦争協力を押しつける参戦法であると言えます。さらに最悪なのはこの法案の成立もアメリカが敷いたレールにそつたもので、周辺事態かいたなかの判断は日本独自の判断をする余地もなく、アメリカの協力要請を鵜呑みにして、自動的に参戦しかねません。米兵の事故・事件にも及び腰で追求もせず、アメリカべつたり外交政策となつてい日本

の現状を見ると独自の判断など求めるべくもないように思われます。

数年前に日本政府が地主の意志を無視して軍用地として強制使用しようとしたのに対して、沖縄県は基地縮小を求め、沖繩県は基地縮小を求め、供を拒否しました。このように自治体は時として市民の生活と権利を政府を脅かそうとした時に市民の側にたち、政府と対立する場合もありま

す。血液製剤や水俣病に見られるように今の日本政府はおよそ市民の権利を再優先するよりそれを踏みつけるかのような傲慢な体質を持つ以上、自治体には市民の側にたつて生活と権利を守る役割があるように思われます。周辺

事態法の論議がされる中1999年3月11日に静岡県議

事行動を事実上フリーハンドに世界中で展開できるようにするものだと云えます。先ほども述べたようにアメリカは日本に対して世界の警察として世界的なアメリカの軍事戦略に従つて動くよう求めており、小泉政権も歩調を合わせています。どこまでも自衛隊が侵攻し、戦争に参加する可能性が出てきました。

会は「新ガイドラインの立法化に関する意見書」を全会一致で決議しました。この中で「こうした規定は関係する地方自治体の住民生活や地域経済活動に大きな影響を及ぼすとともに地域住民の生命と安全に重大なかわりを持つものである。従って、一方的に地方公共団体の役割を定めることには、地方自治の観点からも深い危惧の念を抱き、容認することはできない」と言いきっています。(注8)

こうした声を無視して周辺事態法は成立しましたが、地方自治体が役割を果たそうとするとき、国が一方的に法律でしぼりつけ、じやまするような今の日本政府の姿勢が決して許されるものではないと思えます。

6 市民の命より国家が大事なのか？

先ほど見てきたように周辺事態法はきわめて危険なものです。あくまで協力を求めることが出るとの規定となっており、さまざまな現行法とのからみで協力を強制することはできません。

しかし政府は軍事協力を確保なものにしようとしています。東京新聞の報道によると2001年8月16日に政府・自民党は日本に武力攻撃が

発生した場合に備えた「有事法制」を早ければ来年1月召集予定の通常国会に提出する方針を固めたようです。その内容は1. 自衛隊の行動に関する法制 2. 米軍の行動に関する法制 3. 国民の生命・財産保護のために必要な法制とに分けられますが、政府はこれらを一括して法案作成し、国会に提出する方向の事です。かつて65年頃の有事法制に関する防衛庁の研究の中ではストライキの制限、一般労働者、国民衣食住の統制、非常物資の徴発、強制疎開などが明記されていました。(注9)

今回の有事法制は有事に際して、強制力をもって軍事協力をおしつけていくものとして立ち現れてくるでしょう。1997年に防衛庁の外郭団体の平和・安全保障研究所が作成した「有事法制についての提言」の中では「政府の有事法制の研究は我が国に対する攻撃が発生し、自衛隊に防衛出動が発令された場合の指揮を中心として行われているが、これからの有事は我が国に対する武力攻撃だけでなく、周辺地域における不安定の発生など、武力攻撃発生以前の危機の段階からの対策を含めた措置を考える必要がある。」と記しています。(注10) (ここでは市民生活への直

接の侵略ではなく、周辺地域という地理的な限定のない概念で日本の権益(おそらく進出先の日本企業を想定していると思われる)への脅威発生に対して自衛隊の戦力を海外に投入することが想定されています。その進出先の人々にとって自衛隊は明らかに脅威であり、侵略となります。

アメリカの判断に基づいた周辺事態法に対応するため、自衛官は危険に身をさらし、市民は軍事行動を円滑に行うため物資の供出を求められたり、権利を大幅に制限され、戦争に巻き込まれる。そんな悪夢が見えてきます。いままでは自衛官だけが犠牲になるからいいやとのんきに構えられましたが、軍事協力を求める周辺事態法はすでに成立しており、2002年に有事法制が成立すればわたしたちの人権と平和は風前の灯火という状況になってきたのです。

政治家や官僚は批判され、信用もできないという声も根強くありますが、日本の市民が有事法制を認め、憲法改定を受け入れるとしたら、そんな政府にたやすく命をあずけてしまう市民のあり方自体が次の世代からすればもつと信用の置けないものだと言えないでしょうか？

接の侵略ではなく、周辺地域という地理的な限定のない概念で日本の権益(おそらく進出先の日本企業を想定していると思われる)への脅威発生に対して自衛隊の戦力を海外に投入することが想定されています。その進出先の人々にとって自衛隊は明らかに脅威であり、侵略となります。

7 国に武装する権利はあるのか？

これまで述べてきたように自衛隊・在日米軍は危険な存在となりつつあります。しかし現実問題として日本が侵略されたらどうすれば良いという意見もあります。そもそも根本問題として国家に武装する権利はあるのか、殺人を罪としているにも関わらず兵器を生産することを罪に問われないのはなぜかという疑問も出てきます。人類が誕生して以来延々と戦争を繰り返されてきましたが、それは国家は武装し、それで他国を脅かし、牽制することで平和が保たれるという考えが根強いことが背景にあります。今の国際社会において確かに国家の武装権は認められ、国同士の紛争、内戦問わず、戦火が耐えることはありません。軍隊を持たない憲法9条はきわめて非現実的なものだというのも確かです。

しかし、敵を殺す勝つことを目的としている軍隊は極めて自己本能的で往々にして市民を脅かすものであることが日本における軍隊の現状から見えてきます。中国の天安門事件や韓国で民主化を求める市民を軍隊が虐殺した光州事件などこれまで自国の軍隊に殺された人々は無数にいま

す。政治的権力者にとって軍隊は敵国だけでなく、時に自分の意に沿わない国民の反抗に対しても銃を向けられる存在として期待されているのです。表向き民主主義をよそおっている日本が水俣やエイズ訴訟のように市民にキバをむき出しにする存在である以上私たちは他国より先に自国政府に寝首をかかれぬように、自国の暴力から身を守る知恵が必要とされているのです。

ある意味の今の憲法はアジア諸国に多大な迷惑をかけた歴史的な責任とともに日本の起こした無謀な戦争で戦わされ、傷ついた経験から「もう国に裏切られるのはいやだ、戦争で殺し、殺されるのたくさんだ」という多くの人々の気持ちを反映しているものと思われまます。230万人に及ぶとされる日本軍人・軍属の戦没者の過半数は戦中の戦死でなく、補給が途絶し、食料が欠乏しての栄養失調死、餓死だったと言われます。(注11) 補給を無視した無謀な作戦、兵士の生命と健康を無視する日本軍の体質が原因であり、ある意味兵士たちは自分たちが守ろうとした日本国家に殺されたようなものです。その一方で戦争を命令した側の戦争犯罪人であった岸信介が首相になり、笹川良一

が実業家として財をなしたり、責任者の昭和天皇が何等責任を追求されず、天寿を全うしました。日本の兵士たちは何を守ろうとしたのでしょうか？

こうした歴史的な経験や現在進行している事態を見ると国家に殺されたいためには国家のいつさいの武装権を認めないという条文はまさに国から私たちの身を守ろうとする時に強力な味方となっていくものなのではないでしょうか？憲法の条文で「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の公使」を放棄し、「国の交戦権」を認めないとしているのは国の都合で生活権利を制限されたり、命を脅かされることないように国家の暴力から守られる権利を規定したものと言えるでしょう。

これまで述べてきたように有事が起る以前にさまざまな形で自衛隊や在日米軍が生活と権利を侵害している状況は軍隊が私たちに敵対しているとしか言えません。市民より国家の価値に上に置こうとする政治家や官僚の体質が変わらない限り、「クニ」が私たちの敵でありつづけるのではないのでしょうか？クニが私たちの期待を裏切る時、果たして軍隊は誰に銃を向けているのでしょうか？第2

が実業家として財をなしたり、責任者の昭和天皇が何等責任を追求されず、天寿を全うしました。日本の兵士たちは何を守ろうとしたのでしょうか？

次世界大戦をむちやな戦争だと批判する意見があります。市民生活と権利を犠牲しつづける無謀な行為の上に成立している自衛隊や在日米軍もある意味むちやな存在です。そのむちやをさらにもつともつとむちやを通せるように軍事をすべからず優先する社会に変えるのが憲法改定と言えます。

ここ数年対人地雷や化学兵器などより人体に有害で危険な兵器の製造が国際条約で規制されるようになりました。これは国による暴力はこりだという認識が広まり、NGOなど非政府組織や多くの市民の声が国際社会を動かしたことで実現したと言えます。こうした潮流をさらに押し進め、軍隊そのものの違法化することは不可能なものでしょうか？世界各地で延々と繰り返される国のもたらす暴力から人々を守るためには国の武装権を認めないということがより現実に即した判断のように思えます。

結び 日本は世界でひとりぼっち？武器を捨てて相互信頼に基づく平和を！

最近新しい教科書をつくる会の教科書の採択や小泉首相

靖国神社参拝などでアジア諸国から大きな反発が起きました。日韓・日中関係は戦後最悪とも言える状況におちいつつあります。アメリカへの配慮から地球温暖化防止の京都議定書の批准に日本はなかなか応じようとせず、国際社会の信用を大きく落としました。このように日本は国際的にみて孤立し、信用の置けない国という認識が広まりつつあります。2001年6月に日本で教科書問題解決と「従軍慰安婦」や強制連行など戦争の犠牲となった人々への補償を求めた集会が開かれ、それに参加し、証言するために来日しようとした北朝鮮の訪問団が入国を拒否されました。さらに8月にも証言を聞く集会が企画され、これに際しても同様に北朝鮮の訪問団の入国が拒否されました。入国拒否の理由は公式には明らかにされていませんが、訪日団を招こうとした市民団体に外務省が「治安と公安の問題がある」との理由が伝えられたそうです。外務省も当初入国を認める方向であったにもかかわらず、首相官邸の判断が強く働き、拒否されたようです。証言するはずだった集会は8月11日の開催で、靖国神社公式参拝問題にゆれる中、小泉首相や福田官房長官ら官邸が戦争犠牲者からの発

言で参拝への批判がでるのを恐れていたとも言われています。国として正式な補償すべきなのに、日本は戦争犠牲者一人一人への補償を拒否してはいますが、その当事者の声に傾けたいという市民の動きを封じ込めるような入国拒否措置は罪の上塗りとも言えます。北朝鮮には独裁政権と人権抑圧があり、国外亡命者がでてきていることを考えると北朝鮮を敵視する日本の姿勢に支持があつたりがちです。しかし、日本がかつて犯した侵略戦争という罪は今や政府自体も認めざるを得ない事実です。その事を考えると犠牲を追った側ではある北朝鮮の人々が証言し、事実を日本の市民に伝えたいという思いは尊重すべきだと思います。ことごとく周辺諸国の信頼を損なう日本の動きを見ていくと将来的には朝鮮半島が統一し、中国が日本を距離を置き、そして他のアジア諸国が日本でなく朝鮮半島と中国に目を向き始める、日本は孤立し、没落していく、そんな未来も見えてきます。国の安全を脅かしているのはいつ攻めてくるのかわからない敵国でなく、日本政府の政策そのものなのです。軍備増強し、自衛隊と米軍の協力を強化しても、今の日本の孤立に向かう流れをますます加速するだけ

で信頼を取り戻すことになりません。実態に合わせて憲法を変えなくてはという意見もありますが、むしろ現実と逆行しているのが自衛隊の存在で、信頼の置けない政府のあり方そのものを変えることがむしろ再優先されるべきと私は考えます。憲法改訂を任せるに値する政府や官僚を私たちは果たして持つていけるのでしょうか？国際社会の中で私たち市民がどう生きていくのか、自分たち暮らしと権利を守っていくために何が必要なのかをもう一度現実を踏まえて議論する必要があります。「日本人」は戦前にだまされてまわった戦争をさせられた経験を持ちましたが今や口あたりの政治家や血の通わない官僚たちの言葉にうまくだまされ、とんでもない方向にいきつつあるようにも思えます。武器に頼らず、相互信頼に基づく平和な社会はとも実現できそうもない現状です。

相は憲法改定を明確な目標として政権につきました。国会には憲法を変えることを実質的な目的とした憲法調査会が設けられ、審議が進んでいますが、憲法がいつ変えさせられても不思議はない状況が近づいています。21世紀、私たちは国にまんとだまされ、殺されずにすむのでしょうか？

注5 月刊世論調査 「自衛隊・防衛問題」 総理府広報室編 平成12年9月号

注6 派兵CHECK 2001年1月15日号 NO100 P10

注7 「アミテージリポートを読む」 内館薫著 社研リポート 2001年6月 NO.86号 P40-45

注8 「私たちの非協力宣言 周辺事象法と自治体の平和力」 いのくら基地問題研究会編 明石書店 2001年 P66

注9 「周辺事象法 新たな地域総動員・有事法制の時代」 額綱厚 社会評論社 2000年 P65

注10 前掲「周辺事象法 新たな地域総動員・有事法制の時代」 P71-72

注11 「ここまでひどい！『つくる会』歴史・公民教科書」 VAW-NET.ORG編 明石書店 2001年 P61-62

注1 水俣病に関する文献は多数でありますが、週間金曜日2001年5月25日号 P22-27 「患者の死を待つのか？水俣病関西訴訟上告した国と県の罪」・山映じゆん著 がコンパクトに問題点がまとまっています。

注2 週間金曜日 2001年1月19日号 P30-33

注3 「30万に移植された死の病 ヤコブ病」 榎田秀樹著

注3 週間金曜日 2001年8月10日号 P16-18 「繰り返される米軍犯罪」 林克明著

注4 「基地の汚染と原子力空母の母港 私たちに何ができるか」 原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会編 1998年 P35

生態系を破壊し、人間と自然の死滅の道、 遺伝子組み換え作物に反対する闘いを

資本制社会転覆のための一環として推進しよう

守田典彦

はじめに

遺伝子組み換え技術（バイオ
テクノロジー）は、いまや二
一世紀の資本制の世界におけ
る産業の中心となろうとして
いる。

それは、食糧生産、医療
などに「革命」をもたらす、
教育、人権、いのち々など
社会問題すべてに極めて大き
な問題を生み出す。しかし、
結局は、すべての生物（当然
人間を含む）の破壊と死滅へ
導くに違いない。ここでは
問題のすべてにふれる訳には
いかないし、医療など多くの
問題については、その力もな
い。したがって、遺伝子組み
換え作物に関してのみについ
てふれる。

遺伝子組み換え作物の開
発、生産は生態系の破壊であ
る！

農業というのは、いくつか

の産業の一部門として、他の
産業と並列する一産業部門と
して捉えられるようなもので
はない。「生きた人間と残余
の自然との関係」が人間史の
第一の前提である以上、農業
は「いのち」の源泉であり、
人間の「いのち」そのものと
いつても過言ではない。こ
の「いのち」そのものといえ
る農業が危機にさらされはじ
めている。資本による農業
支配が貫徹され、人間と自然
の危機が促進されようとして
いる。

バイオテクノロジー（遺伝
子操作技術）による動、植物
の人工的生産、遺伝子組み換
え作物の生産がそれである。

三五億年前に生命が誕生し
た。そして、その永い年月を
通して、生物はそれぞれ固有
の種を創ってきた。その固有
の秩序が生態系である。自然
の生態系においては、微生物
を例外として、異種相互には
遺伝子の移動はない。

この種の壁を超えて遺伝子

を導入することをバイオテク
ノロジーは可能にした。この
バイオテクノロジーを駆使し
て、自然的生物を改造したの
が、遺伝子組み換え作物であ
る。だが「種の壁」を超えて、
生物を改造することは、自然
生態系を攪乱し破壊すること
になる。

遺伝子組み換え作物の開発
は、食品としては、人間の（飼
料としては動物の）生命の安
全を脅かす可能性と同時に、
「人間にとっての非有機的体
駆」としての自然そのものを
破壊する可能性は極めて大き
い。

人間と自然との本源的同一
性を解体することによって転
化、生成した資本制社会、そ
して、その生産様式は、「す
べての富の源泉ある大地と労
働者を収奪しつくすことによ
つてのみ社会的生産過程の技
術と社会を発展させるに過ぎ
ない」（大地は自然、労働者
は人間と読み替えることがで
きよう）のである。（価値の

自己増殖を、その質と量の弁
証法によって無限に推し進め
る資本の支配的社會である資
本制社会においては、科学・
技術も資本の力そのものとな
る）

化石燃料と核によって環境
汚染を拡大深化してきた資本
制生産様式は、いまや、バイ
テクによって自然そのものの
破壊に手をつけたといえる。

「遺伝子汚染のリスクは、原
発のリスクより大きいといっ
てもいい。新しい遺伝子が自
然界のプールに入ってしまう
と、それをとりだすことは不
可能になる。つまり汚染が一
度起こってしまうと元へ戻す
ことはできないのだ。しかも、
汚染は世代から世代へ、種か
ら種へと次ぎから次ぎへと伝
播し、どんどん複雑になって
ゆく。それが生態系に与える
影響は計りしれない。一度何
かが起こったらもう元へ戻
ることはない。この技術は、
次ぎの世代に苦しみを与える
にすぎない。」（ジョン・ハイガ

ン）

遺伝子組み換え作物を開発す
る多国籍化学企業

このバイオテクによって遺伝
子組み換え作物を開発・生産・
販売を促進しているのが、多
国籍巨大化学企業なのであ
る。

ダイオキシシン、環境ホルモ
ンなど環境汚染化学物質が、
人間をはじめ、自然生物の脅
威となつていく。「化学の時
代」の終焉であり、化学企業
を直撃し、とくに農業メー
カーは、生き残り、さらな
る資本蓄積のために、化学か
らバイオテクへの転換を進めて
きた。

主要な支配的多国籍企業

現在、支配的な多国籍化学
企業はつぎの五社である。

モンサント社（アメリカ）、
アベンテイス社（ドイツ）、
アストラ・ゼネカ社（イギリ
ス）、デュポン社（アメリカ）、
ノバルティス社（スイス）あり、い
ずれも、巨大多国籍企業であり、
農業を造っている。

なかでも、モンサント社は
「モンスタール」といわれ、バ
イテクを応用した作物の開発
で独占的地位を築いてきた。
アベンテイス社が、ドイツ
のヘキスト社とフランスの

ローヌ・プーラン社が併合し
た会社でヘキスト社はすでに
シエリング社（ドイツ）とヘキ
スト・シエリング・アグレボ
グレボ社を作つていて、三社
による共同開発体制が整った
ことになる。

アストラ・ゼネカ社はアスト
ラ社（スエーデン）とゼネカ社
（イギリス）が合併したもの
で、ノバルティス社はチバガ
イ社とサンド社（ともにス
イス）が合併したもの。

みな、各国を代表する化学
企業出あり、業界あげてバイ
オテクへの転換を進め、遺伝
子組み換え作物と生物農業を
化学農業に代えて開発し、新
しい戦略を打ち出している。

さらに、巨大企業カーギル
社（穀物メジャーNO.1）で、
NO.2のコンチネンタル・グ
レイン社の穀物部門を買収
し、アメリカの穀物輸出の3
5%を占めている。が99
年1月モンサント社とレネン
社を設立した。21世紀の穀
物流通の中心が高付加価値農
産物であるとみこし、その分
野の先駆者モンサントと組む
ことよつて、研究・開発・
種子・穀物の流通・販売を独
占的に確保することを狙った
のであろう。

日本では

日本では遺伝子組み換え作

物の開発は、農水省指導で、民間企業が中心の欧米と違い、民間企業が開発する場合も、農水省との共同研究が多く、イネを中心にする。

日本たばこ産業、三菱化学、三井化学、キリンビール、サントリー、トヨタ自動車などが遺伝子開発にとりこんでいる。アメリカ、EUに較べるとはるかに遅れているが、世界的企業競争に参加している。キリンビール、サントリー、トヨタ自動車などは花や樹木の開発を進めていて、食品の開発には積極的ではない。しかし、生態系破壊することには変わりはない。

種子支配を企む化学企業

さらにバイテクを推進する化学企業は、積極的に種子企業の買収をすすめ、遺伝子組み換え作物の種子販売の体制を整えつつある。

モンサント社を例にとると、カーギル社の海外の種子部門を買収して、びっくりさせたが、後にカーギル社と共同でレネセン社を設立したことをみれば必然的であった。九八年五月には、アメリカのワタ種子企業の大手デルタ&バイン・ランド社を買収、共同で国内はもちろん、メキシコやオーストラリアでワタ

種子販売。アルゼンチンのC I A R O社と合併企業をせつりつ、すでに大豆の売り込み

に成功している。中国河北省種子公司とも合併会社を設立し、栽培にも乗り出している。さらに単独でブラジルの大手トウモロコシ種子会社企業アセメンテス・アグレボ社を買収、すでに買収済みの大豆種子会社と併せてブラジル市場へ進出した。(ブラジルはアメリカにつぐトウモロコシ生産国である)

加えて、オランダの食品企業ユニリーバの子会社であるイギリスの小麦種子会社を買収した。

他の化学企業(ヘキスト・シェーリング・アグレボ社、アセトラ・セネカ社、デュボン社など)も種子企業を買収し、種子販売の体制を整えている。

生命(遺伝子を含む)の特許が認められた。

さらに、アメリカを中心に生命特許(遺伝子を含む)を認め、企業の特権を保護する体制がつけられている。

アメリカでは、80年代に入ると生命体の特許として認められた。もともと、工業製品の開発者(資本)の特権を擁護するという資本の権利を

保護するというのが特許制度であったが、遺伝子組み換え技術による人工的に改造された生命体にも特許を認めることになり、さらに現在では遺伝子迄も特許が認められはじめた。

自然界に存在する生命体(遺伝子も含む)に特許を認めるという、考えられないトクモないことが、遺伝子作物開発者の権利を認めるために特許制度を利用されはじめたのである。

日本では、九八年五月、種苗法が改正された。

この改正案(まさに改悪法)は植物の新品種開発者の権利を保護する制度を決めた、植物の新品種保護に関する国際条約(UPOV)が九一年三月に改められたのを受けもたのである。

五ヶ国以上の国が国内法を改正すると同条約は発効すると決められており、九八年から効力をもっている。改正の最大のねらいは、遺伝子組み換えなど、新品種を開発者である企業(資本)の権利強化である。

改正は次ぎのよである。

- ① 自家採種はみとめない。(自家採取にまでは及ばなかった)
② 対象品種を農作物だけに限定せず、全植物にまで広げる。(対象は農作物四三〇種

に限られていた)

③ 登録者の権利を、種苗の販売だけでなく収穫物の販売にまで広げる。(種子や苗木に限られていた)

そのほか、期間は15年から20年に延長され、新品種保護制度と特許制度の二重保護が認められた。

全品種にわたって企業の権利が保護されるとともに農民の権利は著しく犯され、制約されることとなった。

ゲノム解析に狂奔する企業

いうまでもなく、遺伝子組み換え作物の開発のために、遺伝子の解説が基本である。

画期的な遺伝子を見れば、さまざまな新品種を開発が可能であり、遺伝子の特許を確保すれば、企業は膨大な利益を上げることができる。企業の権利が強化され、農民が無権利の状態におかれる条約と法律が成立したことによって、企業間の競争はますます激化している。

アメリカ大統領競争力委員会は、九一年二月「国家バイオテクノロジー政策報告書」をまとめた。その中で知的所有権の強化を明確に戦略として打ち出し、生命特許、遺伝子特許をみとめた。さらには日本を含む先進国が協議して、

条件付きで遺伝子特許をみとめさせる。(条件とは、獨創性と産業へ役立つこと)。

こうして、アメリカ政府と企業は、遺伝子の特許として押さえ、食料や医薬品の開発独占してきた。

その遺伝子を確保するのがゲノム解析である。九八年九月アメリカ科学財団(USP) H A植物のゲノム解析に5年間で8500万ドルを投入すると発表した。

企業の動きも活発で、モンサント社は、ゲノム解析のためのベンチャー企業ミレノウム・ファーマシューティカルズ社に5年間で一億一八〇〇万ドルの投入を決めている。デュボン社は、世界最大の種子企業バイオニア・ハイブレッツド・インタナショナル社と提携して、トウモロコシのゲノム解析を進め、さらに植物一般のゲノム解析でベンチャー企業リンクス・セラビユーティクス社との提携を発表。そのなかにもベンチャー企業が次々につくられている。

日本での国家的取り組み

世界の資本主義は21世紀の中心的産業がバイテクにならざるをえないと大勢はバイテク産業の確立の方向に向かっている。

九九年一月、農水省、通産省、文部省、厚生省、科学技術庁の五省庁(当時)が共同で「バイオテクノロジー産業の創造に向けた基本方針」を発表した。

この基本方針は、アメリカの「国家バイオテクノロジー政策報告書(九一年)の日本版といえる。八年遅れで日本もバイテクに政・財・学を挙げて取り組むようになったもので、もちろん農業だけでなく医療、医薬品、工業、環境(一)などさまざまな分野にわたっているのはいうまでもない。この基本方針では、現在1兆円余の市場規模を二〇一〇年には二兆五兆円、バイオ関連企業を一〇〇社までに拡大することを目指している。

基本方針に盛り込まれた施策は
① ゲノム解析の推進と基礎的研究の加速。
② 実用化にむけた技術開発。
③ ネットワーク化の推進。
④ 産・官・学の連携強化。
⑤ 知的所有権の確保。
⑥ 市民の理解を得るための宣伝。

の六項目である。九九年六月八日には日本バイオ産業人会が設立された。代表世話人は、バイオインダストリー協会理事長の歌田勝

弘（味の素相談役）で、世話人には、富士通、日立製作所、アサヒビール、三菱化学などのバイオ関連事業の社長クラスが名を連ねている。そして「わが国のバイオ産業の創造と国際競争力の強化に向けて」という緊急提言を行っている。世界資本主義のバイオ産業へ向かう動向に、大きな遅れをとったことに対する危機感の表れにほかならない。

九九年七月一三日には5省庁が「バイオテクノロジー産業に向けた基本戦略を発表。この中心的課題がゲノム解析で、この国家戦略のために特別な予算が付けられた。それがミレニアムプロジェクトである。

このプロジェクトはいくつかの分野に分かれているが、中でも力点はバイオテックで、三研究所の新設と既存の研究所の拡充が決まった。

一つ目が、遺伝子多型応用医科学研究所で各人の遺伝子の解析・応用するゲノム創薬、オーダーメイド医療を目指すしている。

二、発生・分化・再生化学研究所で、乾細胞を利用しての移植用細胞の研究を行うことになっている。発生や分化では、クローン技術やES細胞（胚肝細胞）等登場して話題を呼んでいる。

三、植物科学研究所。基礎研

究に力を入れ将来的には植物工場のような、遺伝子組み換え植物の開発を目指すものと思われる。

既存の研究所では、理化学研究所のゲノム科学総合研究センターと脳科学総合研究センターの拡充が図られている。

ゲノム解析に重点的に力を入れ、実用化を準備し、産業界、学界、行政が一体となつて進めていこうとしているのが、21世紀フロンティア計画である。

プロジェクトは三分野で① 解析したイネの遺伝子かを確認してゆく作業。これには、解析した遺伝子の特許とする知的所有権の問題が絡んでいる。

また、それを小麦やトウモロコシなどのゲノム解析に応用する方針である。

② 解析した遺伝子で次世代遺伝子組み換え作物と体細胞クローン動物の開発。

③ イネやヒトの遺伝子を導入して、人間に有用なタンパク質を昆虫、動物、植物に大量につくらせる実用化の研究。

99年予算三九億三八〇〇万円が00年は、五五億六一〇〇万円と一、四倍に増加した。

00年度のバイオ関連予算

全省庁で三四七〇億円で前年度の24%増、とりわけゲノム解析予算は一二三%増の五六一億円であつた。

このうちの農水省のバイオ関連予算は二七〇億八〇〇万円と六〇%増で、農水省の予算が全体として減額したことからすると異例の伸びとなつた。

イネゲノムの解析の予算は実に四五%増の四三億六八〇〇万円である。ここに農水省の方針がはっきり表れている。

農水省は九九年五月、「先端技術産業化懇談会」の設置を発表、キリンビール、日本たばこ産業、雪印乳業、などに参加を呼びかけている。バイオ産業の育成を目的としたものである。

農水省がバイオテック化のために民間産業へ顔を向ければ向けるほど、日本の農政は、農民からますます離れて敵対し、農業の工業化を促進し、農業を破壊し、農民と敵対するだけでなく、消費者と敵対することになり、さらに第三世界と敵対することになる。

る）と思うと、この辺で辞めなければならぬ。遺伝子組み換え作物の開発の増大、とくにコメの開発と作付けが切迫していること、種子汚染・花粉汚染などをとうして遺伝子汚染が拡大し、現実に生態系攪乱が顕在化していること。食品の危険性などについてと、この開発、生産・販売に対する日本をふくむEUなど世界の反対の動き、また第三世界とくに東南アジア農民の反対運動の状況など書くべきことは沢山あり、「遺伝子組み換え食品はいらぬ！キヤンペーン」の運動、大豆畑トラストに加えて始まった水田トラスト運動などの具体的実践についてなど、書かなければならない。

だが別の機会に譲る外なくなつてしまい、自らも不満足であり、無能さをさらすことになつてしまった。

だがバイオテックによる遺伝子組み換え作物の研究・開発・生産には、膨大な科学技術の蓄積と、なによりも莫大な資本（資金）の蓄積がなければ不可能であり、そういう点からいっても、低開発の発展途上国は、アメリカを中心とする資本制の先進諸国の政府と企業の意のままに脅かされる事は明らかであり、医療その

他においても先進国でも一部の有産者にしか恩恵はなく、そして結局は、自然と人間の破壊、消滅の道しかない。

資本の自己増殖の運動は、人間の意志とはかわりなく進む以上、まさに資本制的世界の変革なしには死への道を断ち切ることは不可能であろう。

発展途上国という後進国の農民を中心とした人民の闘い、反乱と結合した先進国労働者（農民を含む）人民による世界共産主義革命こそが唯一可能な自然と人間の起死回生の道ではないのか。

「農業でもマニファクチュアにおいてと同様に、生産の資本制的転化は生産者の殉教録にほかならない。労働手段は労働者を搾取し、窮乏化させる手段でしかない。労働の社会的結合は労働者の活力や自由や独立の組織的圧迫にほかならない。近代農業でも都市工業と同様に、生産性の増大といつそう高い労働効率が、労働力の枯渇を代価としてつくられる。そのうえ、資本主義的農業の進歩は搾取る技術の進歩だるばかりではなく、さらになお、土地から剥ぎ取る技術の進歩でもある。ある国、たとえばアメリカ合衆国が大工業の基礎の上で発展すればするほど破壊過程はますます急速

に実現される」この極限が資本制的生産のバイオテックの段階といえないだろうか。「資本制生産様式は、農業とマニファクチュアの揺籃期に両者を結合していた紐帯を、最終的に断ち切る。しかし、それは同時に新しくいつそう高度な総合的物質的諸条件、すなわち、農業と工業の合一―両者の完全な分離の時代を通して両者の発展にもとづく合一―を創出しなければならぬ。そのようなものとしての農工生産協同組合の自由な連合した社会を創造するための革命こそがそれである。遺伝子組み換えに対する闘いはそのための闘いの重要な一環ではないだろうか。

反戦、平和・反基地闘争を推進せよ

石河 晋

6/23が牛島中将の自決として、沖縄戦の終焉と平和を意味するものではない。また「殉国の英霊」「慰霊祭」などではない。

60年安保改定が沖縄の分離と米軍による支配を前提とする日米安保体制の強化だったのに対して、72年返還後はアメリカの世界戦略と結びつけ、日本の軍事、経済侵略の拡大強化として沖縄の基地がある。

6/23は沖縄が「要塞の島」となった。

日、米の軍事基地撤去であり、反戦と沖縄の独立が歴史の連続性の意義である。また、戦後、半世紀がすぎてもまだ、解決されてない、皇軍として強制させられた朝鮮軍夫、従軍慰安婦の戦後保障もあり、抑圧してきたアジア民族にたいしての日本の戦争の責任のとりかたでもある。

戦争責任を「慰霊祭」にすりかえての世論作りは「安保条約」のもとに「集団自衛権」

を発動し再度、日本の経済、軍事侵略を覆いかくすのであ。

基地解体！

米軍、日本軍解体！

沖縄自立！

6/23は沖日労のもとに糸満市役所からひめゆり慰霊地までの、反戦デモが勝ち取られた。

反戦、反基地

1945年、8/15ラ

ジオ放送で、国民は戦争に負けた事を知らされた。当時は、天皇の肉声による放送を、玉音放送と呼び「敗戦」を「終戦」と表現した。

その、昭和天皇の一言が沖縄戦を引き起こした戦争責任でもある。

フィリピン、硫黄島での敗戦、当時の首相、近衛文麿は「国体護持―天皇制度維持」のために「日本の敗戦は必ず、和平の決断すべき」の進言に、戦争継続として「外

に、沖縄には、約1万人の朝鮮人軍夫と慰安婦が連れてこられたのは本土防衛の沖縄決戦のためである。

軍夫は日本軍の厳しい管理のもとに陣地構築、嘉手納く中飛行場と各地の飛行場建設、戦場では弾薬運搬など危険な仕事に従事させられ、「スパイ嫌疑」「食料統制違反」などで朝鮮人が、反抗すると、容赦なく日本軍に殺戮された。

それと同時に婦女子、数百人が連行され、日本軍と共に行動を強制させられたのが従軍慰安婦達の沖縄戦で随一肉弾戦のあつた島である。日本国体護持のため戦争を有利に終決させようとした捨石作戦が昭和天皇の沖縄戦である。

以上見るならば、「万世一系」「八紘一宇」と皇国民思想の象徴であった昭和天皇には、戦争責任があり、その責任は現在の、平成天皇、皇太子にも及び、戦後世代の人にも戦争責任はあると言える。

従軍慰安婦と朝鮮人軍夫

宮古島民の殺害事件を口実とした台湾出兵。そのよく年、1875年江華島事件以降、明治政府は朝鮮を植民地にして、同化政策を進め、創氏改名や万世一系の皇国民化教育を行い警察や軍隊を使って、日本に強制連行し、さら

遺産は当然先行世代の連続性の遺産として受け継がれている以上、戦争責任が含まれる。

旧西ドイツの大統領だったリヒャルト、ブライゼツカーは戦争責任について「罪の汚名、老幼いずれも問わず、全員が過去の戦争責任を引受なければならぬ。全員が過去からの帰結にかかっており、過去にたいする責任を負わされている」*教材高等学校「琉球、沖縄史」より

従って、歴史教科書問題、いまだ解決されていない従軍慰安婦の補償問題。そして、軍夫だった旧植民地出身戦争犠牲者から要求されている戦後補償などは、戦後世代とは無関係ではなく、過去の歴史的事実を正しく評価し、真剣に模索し解決していく義務が戦後世代にもあると言える。

国家が社会的保障を語るべき歴史の生成を語ることであり、従って戦後保障という、社会的変革が起こっていく枠組みを正しく理解するために、従軍慰安婦として強制させられた歴史的起源を真摯にみなければならぬ。

4/1日「弔慰金法」が施工されたが、従軍慰安婦のほとんどは、あくまでも求めていたのは日本国家による謝罪の証としての個人補償である。女性のためのアジア平和有効基金などではない。

国家の責任で行なわれた戦争であり、アジア諸国や朝鮮からの強制連行されてきた婦女が従軍慰安婦として強要されたのである。

米軍基地撤去

敗戦のリミッツ布告から米軍に統治された沖縄は、現在でも戦場の傷跡が残り、日本であって日本でないのが沖縄である。日本全国にある米軍基地の75パーセントが沖縄に集中し沖縄の文化、経済の発展を疎外している。基地があるが故に障害がおき、米兵の犯罪は増えるだけである。1972年沖縄返還後、米軍による事件、事故にたいする沖縄県議会の抗議決議は125回以上にのぼっている。

「殺人、強盗、放火」と大小の凶悪犯罪が米兵によって犯されている。今までに、基地がもたらした被害は実弾演習による環境破壊、原子力潜水艦による放射能汚染、航空機の騒音、基地からの廃油や薬品による海、河川の土壌汚染など数えればきりが無い。なかでも、基地内外での性暴力は、1955年の少女暴行に続き、またもや、6/29日、米軍嘉手納基地所属、ウッド、ランド軍曹の女性暴

寄稿

「保安処分」新設攻撃を許すな

北村 裕

1 はじめにー進展する「保安処分」攻撃

前号でも触れたが、「保安処分」を導入する動きが急ピッチで進行している。

すでに前回の「精神保健福祉法」の改正時（1999.6）に、「重大な犯罪を犯した精神障害者の処遇のあり方について検討すること」が明記され、「触法精神障害者対策」を検討する旨の付帯決議がつけられた。これを受けて、自民党は、3年をめどに議員立法で法案を作成することを言明したという経緯がある。

昨年12月、法務省・厚生労働省は、責任能力がないために重大な事件を起こしても罪に問われない精神障害者の処遇を巡り、定期的な検討会を開くことを合意し、今年1月に第1回の検討会が開かれた。この「重大な犯罪行為をした精神障害者の処遇決定及び処遇システムの在り方な

どについて」の検討会の目的は、次のようなものである。

「精神障害者の犯罪は、最近、特に増加しているわけではないが、殺人、放火といった重大犯罪に及ぶ例も稀ではない。このような犯罪は、時として何の罪もない第三者に理不尽かつ重大な被害を与えただけではなく、精神障害をもつものをしてその症状ゆえに犯罪の加害者とならしめる点でも、極めて不幸な事態であるといわざるを得ない。そこで、このような精神障害に起因する犯罪の被害者を可能な限り減らし、また、重大な犯罪を犯した精神障害者が精神障害を起因する犯罪を繰り返さないようにするための対策を検討することが必要である」

現在までに、検討会はすでに5回行われており、そこで処遇及び処遇システムについての具体的提案がなされてきた。第1回目は、山上皓（東京医科歯科大学・難治疾患研究所）が呼ばれて、「わが国の司法精神医療の現状認識と

その将来に向けての意見」を提案している。これまでに参考人として意見を求められたのは、山上の他、坂口正道（松沢病院）、町野朔（上智大学）、長尾卓夫（高岡病院）、花輪昭太郎（熊本県立心の医療センター）、神洋明（第一弁護士会）、池原毅和（第二弁護士会）、吉川和男（埼玉県立精神保健総合センター）、中島豊爾（県立岡山病院）等である。

山土は、この間、精神神経学会内外で福島章らと共に、「保安処分」の導入を進めるという犯罪的な役割を果たしてきたというが、ここでも、従来の主張を繰り返している（以下「第1回法務省・構成労働省合同検討会議事録」より）。

「日本にも欧米並みの触法精神障害者処遇対策を早急に確立して、遅れている司法精神医療の向上を図っていただきたい」「論議に費やす時間は、わたしはそれほどあるとは思いません。この問題がこれまでに、あまりに長く時

間を費やしてきましたし、その間に新たな犠牲者が次々と生まれているわけです」「精神障害者による事件の中には、個々の関係者の責任以上に、制度そのものの欠陥に責任があると思われるものがまれならずある」

その上で、「司法精神医療を確立する上で必要とされる施策」をいくつか提案している。

「イギリスのメイウム・セキユア・ユニットをモデルとすることが望ましい」と思い、・・・患者と看護者の数が1対1以上、・・・数十人の患者のために用意される作業の場、学習の場、いろいろな治療の場、レクリエーションの場、・・・そういう施設が日本にも必要不可欠であると思えます」

また、「法的整備」については、「医療施設への入院命令と言うのが、事件を起こした方には、・・・日本でも社会の安全と再犯防止を重視する司法上の処分としてなされて、退院を含むその後の重大

行である。そして、米兵、海兵隊の車の焼きうち事件である。こうした性暴力や自動車焼き打ち事件は米軍が占領者として、沖縄住民を、みくだし住民の生活よりも米軍保護と軍事優先させてきた日米地位協定にほかならない。

前頁より

SACO日米行動委員会では米軍基地は整理縮小されるように思えるが、普天間基地に代わる代替施設を求める米軍はハイテク技術を駆使した基地のさらなる要塞化と強化であり、アジア民衆に軍事的威嚇を加えるものである。沖縄の米軍基地は日米安保条約の枠をこえ、極東から中東、アフリカ沿岸にいたる地域を視野に入れた米軍の戦略基地である。

女性の安全を守れない日米地域協定、沖縄の米兵を保護し続け、日米地位協定。それよりも特権を与えている「おもいやり予算」などは見直し改定し、沖縄自立、反戦、反基地、人権、戦後保障を勝ち取り、反差別闘争を推進しよう

な処遇変更にも司法が関与すべきだとわたしは思います」「公正な立場から処遇について審査・決定を行う、強力な権限を持った司法精神医療審査会のようなものを設置する必要があるだろうと思いません」

さらに、「司法精神医学・医療の振興策」として「司法精神医学・医療指導者の育成」、ないし「国立司法精神医療研修センターの設立」、「国立大学への『司法精神医学講座』ないし『社会精神保健研修センター』の設置」を是非実現していただきたい」等の提言を行っている。

2 政府・与党の試案

一方、政府与党3党は、「心神喪失者などの触法および精神医療に関するプロジェクトチーム」を作っているが、「殺人など重大な罪を犯した触法、精神障害者の処遇」について、次のような検討をしている(2001.8.6)。

- ① 現在の検察による起訴・不起訴の鑑定方法
- ② 不起訴後の措置入院等の措置方法
- ③ 第3者機関による退院、入院、服薬等の司法判断
- ④ 触法

心神喪失者等が入所する専門医療施設とこれにかかる人員配置、診療報酬等

- ⑤ 退院(退所)後の継続的治療
- ⑥ 司法精神医学の研修、研究のあり方

などである。また、この処遇の対象者としては、心神耗弱者を含み、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害などの「重大犯罪を犯した者」としている。

また、自民党のプロジェクトチームでは、触法精神障害者の約9割が不起訴や起訴猶予となつて裁判所の判断を受けていないということから、①心神喪失などの理由だけで不起訴や起訴猶予になつた場合はすべて起訴し、裁判所の判断を仰ぐ

- ② 心神喪失だけの理由で無罪とされた場合は、それに代わる刑法上の措置を定める
- ③ 入院措置の受け入れ病院の環境を整備する、等の検討を行う方針を確認している(2001.8.4「産経新聞」朝刊)。

更に、政府は、責任能力がないとして無罪や不起訴となつた精神障害者の処遇について、全国に50か所あるすべての地方裁判所に、入院退院を判断する第三者機関として「審判所」を併設する方針を明らかにしている。そこには、地裁の裁判官のほか、精神科医等の医療関係者、精神保健

福祉の専門家らが参加する。そして重大事件を起こした精神障害者を治療・矯正するのに、(二) 特別の精神病棟 (三) 一般の精神病棟 (四) 自宅で通院のどれが適当なのかを判断する、退院が適当かどうかを協議する、等の機能を持つとしていた。既に厚生労働省では、特別病棟の導入について検討しており、来年度からモデルとなる病棟整備を進める方針である。そしてこれらについては、来年の通常国会に法案の提出を予定している(『読売新聞』朝刊2001.8.29)。

ところで、民間の精神病院で構成する日本精神病院協会(日精協)は、「重大な犯罪を起こした精神障害者」に関して、この政府案に近い内容の立法措置案を提案している(2001.8.2)。新たな法制度の柱は、

- (一) 司法精神医療裁判所(仮称)の新設
- (二) 司法精神医療病棟(仮称)の新設
- (三) 退院後の保護観察制度の導入
- (四) 司法精神医療研究所(仮称)の設立

である。

日精協は、精神科七者懇談会を形成する団体(国立精神療養所院長協議会、精神医学講座担当者会議、全国自治体病院協議会、日本精神神経科診療所協会、日本精神神経学会、日本総合病院精神医学会)の

一つであったが、立法措置の提案後行われた七者懇(実際は精神科6団体声明)の「重大な犯罪を起こした精神障害者の新たな施策に関する声明書」(8.7)の構成団体からは離脱している。言うまでもなく、6団体声明が日精協の提言の内容と、異なるからである。

3 司法の関与こそが、「保安処分」

かつては反「保安処分」闘争の中心を占めていた日本精神神経学会(精神科七者懇談会の構成団体でもある)は、今日では司法の関与を肯定して大きく戦線からは後退している。すでに見てきたように政府、与党案は、入り口、出口(つまり、医療施設への入院退所)に司法関係者の関与を打ち出している。この司法が、

入退所について一定の役割を果たす構想こそが、保安処分に他ならない。具体的に現れておこう。「当面する重要な問題」の一つとして、「3. アフターケアのあり方を検討すべきである。重大事件を起こした精神障害者の退院または出所後のアフターケアについては、司法が一定の役割を果たすべきであり、精神医学の専門家と十分協議しながら

適切な受診援助などが行われるよう、第3者機関としての審査機関の設置などを早急に検討すべきである」(大阪児童殺傷事件)に関する理事会見解)となつている。このことは、まさに「医療施設の中に保安的要素を持ち込むことを法定化することを意味する

- ・入院・退院時及び退院後(出所後の)の司法関与については、わが国においては経験のない制度である」(精神医療懇話会「平成13年6月25日『大阪児童殺傷事件』に関する理事会見解に対する声明」)
- 2001.7.20)からである。

4 さいに

にしていた(『プロレタリア通信』第35号、「最近の精神医療をめぐる動向」)。すでに見たきたように、「保安処分(治療処分)」新設の動きは、この間の「処遇困難者専門病棟」新設攻撃や「移送制度」新設と一体となつた攻撃である。そして、大阪の池田小学校の事件を最大限に利用しつつ、「保安処分」の実質化攻撃は着実に進行している。蓋し、「精神病者のみ」かけられている攻撃ではなく、私たちすべてが対象者になつている以上、彼らと連帯して私たちが全力をあげて闘う課題なのである。

保安処分とは、「精神病患者」に対する「治療処分」であり、再犯の恐れを防ぐためとして治療施設に収容して、社会的に隔離・抹殺するものである。前厚生省精神保健課長の三嘴は、「私は基本的には重犯罪を犯した患者さんを刑法上は無罪としても、治療処分的なもの入り口、出口を司法で決め、治療は国公立を中心とし、保安要員を含めて整備する」(99.8 「日本精神病院協会」主催の講演会)と保安処分導入の決意を明らかに

反帝・反グローバリゼーションから 労働者統制、国際主義的アジアへ

旭凡太郎

① 7月イタリア・ジェノヴァでの反サミット・反グローバリゼーション・全ヨーロッパ規模の街頭デモンストレーションと、こちら日本での小泉80%支持率とは確かに対比的ではあった。

だがグローバリゼーションに表される市場再分割戦・競争戦・失業・不安・危機という点では共通していた。そしてわれわれにとつての「聖域なき改革」、すなわち労働時間短縮やワークシェアリングや差別的雇用構造変革等々を含んでの、労働者・住民による労働過程の規制という問題が浮上してきた。それか底無しの危機と多国籍企業の支配か、という問題が浮上してきた。

小泉はまさにバンドラの箱をあけたのだ。

② 実際「商品は自由移動しているのに移民労働者もデモも移動を妨げられている」「貧富の格差が拡大している」「等々さげんでサミット会場・機動隊にせまったデモンスト

レーションと、慌てふためいた帝国主義国首脳の様は、まさに明日の日本にちがいないのだ。

1999年11月シアトル暴動につづくこれらデモンストレーションの背後には、労働運動の台頭があり、農業問題があり、資源・環境運動問題があり、第三世界問題があり、移民労働者問題があり、また独・仏確執を含みながらの(対ユーゴ戦争等)東欧支配への野望への批判がある。

実際エコロジスト、青年、反失業、第三世界活動家によるシアトル暴動を支えたのが1995年路線転換したAFL-CIOであったように、フランスにも1993年来の転換があつたとされる。

6月来日したSUD(連帯・統一・民主労組)や、失業保険局を占拠したAC(反失業運動)等、一連の「68年来のながれ」が復活したのだという。(最近発行『フランス社会運動の再生』つげ書房新社参照) これらをとると、たしかに日本階級闘争の立ち遅れを意識される。

註) 実際こういつたなか日本社会の体質・宿命論といったものすら登場した。

一般的にいえば大量失業や新自由主義がアメリカ、ヨーロッパで猛威をふるった1980年代、日本はQ・M・Eによって世界市場で一人勝ちしていたのである。その間国鉄民営化・総評消滅があり、それ以前からの新左翼分裂・内ゲバがあり、等々多くの戦闘拠点を失ってきたのである。

また日本帝国主義の多国籍企業化・第2位の生産力化のもとで、反安保・反自衛隊をかかげる日本型社民だとか職場闘争型企業別組合とかが、困難を強いられたい面あつた。

しかし国労等15年にわたる争議や、職場闘争型労働運動の新しい試みや、契約・パート労働組合や、争議から自主生産・協同組合への発展や、寄せ場や野宿労働者からの反失業の試み、等が続けられてきた。

ローバリゼーション・反資本主義の気運が拡大していると いわれる。

③ 「小泉改革」に先行する韓国
民主主義とその加速

また縁の党は日本では成立しなかつたにせよエコロジと農業との結合や、農業と消費者の結合や、部落解放運動からさらに「みんな一縮型」

障壁者解放運動への展開等反差別運動や民族運動が広がった。

さらに反軍事基地、反安保・沖縄、反改憲、そして靖国から戦後補償等の各運動は頑強に続けられてきた。むしろ拡大続けてきた領域は少ない。

③ そしてこういつた中から、日本もようやくグローバリゼーションの世界的な競争戦、危機、底無しの混沌に入り込み、次の時代に入りつつある予兆といったものがすべてこの活動家に直感されつつある。

アメリカの1995年、フランスの1993年といつた、あきらかにそれとわかる転換は一周遅れの感は免れなにいにせよ、若者の不安・決起の気運も蓄積されつつある。一日本以外のとりわけヨーロッパ、帝国主義諸国では反グ

体や、大店法と地域解体というかたちでも進行してきたのである。

(焦点のひとつである郵政民営化においても、すでに大量のアルバイト化と全通のそれへの容認というかたちで、実体は先行している)

したがってその「聖域なき改革」の靖国参拝・ナシヨナリズムともあわせイデオロギー的性格と、現実に進行している実態と、グローバリゼーション下でのブルジョア的・現実主義的反対派(諸セーフティネット論や、景気対策論や、アジア諸国市場対策からする靖国参拝批判)等を見ておかねばならない。

そのうえでわれわれの道(労働運動、諸社会運動、労働者統制、反帝・反安保、国際主義的アジア)の道を対置し実践してゆかねばならないわけである。

(小泉・竹中の経済思想)

⑤ こうした小泉型「聖域なき改革」の基本は、自民党内部からさえ「学者の作文」と揶揄される竹中財政金融担当省の諸文獻のなかに見いだすことができる。

たとえばそこでは次のような事が述べられている(『ソフト・パワー経済』竹中平蔵著 P.H.P.研究所) 規制緩和として

「無気力、達成感のない現行日本社会をあらため、がんばればビルゲイツのようになれる夢をもたせ」、法人税、累進課税(金持ち税金)をひきさげる。

・格差拡大について

「日本もアメリカなみに格差社会に入ってしまった。チャンスをつかみ生かす一部のひと、そういうものからとりこされた人々の間で決定的所得格差がついてしまった」

「アメリカの経済の復権の背景には所得格差の拡大を容認するという国民の厳しい社会選択がありました。この思い切った選択がアメリカ経済の活性化を可能にした」

・失業増大について

ビッグバン、民営化をやったサッチャーは失業者増大という問題にたいして、「政府はギブアップだ、自分で考えなさい」と答えた。こういう自由主義思想を日本が初めて実践するのがビッグバンなのです。

・セフティネットについて

旧来最大のセフティネットだった「企業」が、グローバル化のなかでそれを保証しえなくなった今日、失業保険・年金もさることながら

「新規産業が次から次ぎへと出てくるような状況になる」

「自分の能力こそが最大のセフティネットである」(但し

① 都市と地方について

今後人口は1/2になる

が、人口減少は地域は地方であるのに、そこに多額投資しているのはおかしく、アメリカのように競争力の最も強い都市労働集約産業(ソフト、金融、コンサルタント等)の育成と都市インフラに投資すべきである。

・公民権運動について

近年アメリカは従来以上に自己責任を重視し、市場メカニズム型のシステムを強化するという選択を行っているように見える。これらは1930年代以降進められてきた公民権運動の反省にたつトレンドの反転を目指すものだったといえる。

・非正規雇用について

「自助努力を重視する社会的風潮のなかで、労働組合の組織率は大幅に低下し、雇用形態も変化した。パートタイムの増加などにより賃金が極めて柔軟に変化するようになったのです」

② (グローバル化とその危機)

これらはグローバル化のなかで競争や労働や生活をめぐる搾取と支配するものとされるものの対立の激化や、労働・雇用・諸分野における差別や格差の拡大や、サービス残業等長時間労働

や、失業を加速する道である。また農業・農村ならびに環境の疲弊を加速し、地方を没落させる道である。あるいは第三世界の分化と労働者・農民・先住民への多国籍企業支配や、世界市場分割戦と地域再編・ブロックや、政治的軍事的支配の再編を促す道でもある。

の発展はあるが、経済的・産業的には既存科学技術の組織化(合理化)による労働力の駆逐としての性格であることが明瞭となってきた。(宇宙工学等コンピュータぬきに成り立たない領域も増大してはいるが)

あるいはもうひとつの期待される柱である遺伝子工学も、遺伝子組み換え食品やクローン人間等、核の場合同様「使えない技術」になる可能性が生まれている。こうした中で基本的に進行しているのは、フォード主義、そしてコンピュータ・多国籍企業を含めポストフォード主義的生産・消費様式の矛盾であり、その生産力の過剰といった事態なのである。

直接には生産(力)の消費に対する過剰であるが、しかし賃金上昇等によっても解消しえない。すなわち前記のごとき労働者・住民の文化的欲求にたいして疎遠という意味でも過剰なのである。

それはフォードシステム、多国籍企業といった形での生産力が、資源・環境への破局をもたらしているのと、対になっているのである。

もちろん失業の増大にたいする労働日短縮やワークシェアリングによる職の確保という問題は基礎にあるし、それ自体が産業間、企業間、企業内にわたっての雇用・賃金にわたる差別構造をどうするかという問題にすぐ直面するということでもある。

(労働者住民による労働過程への社会的統制)

習・公共活動へと配分することで、固定化された分業の止揚や職業選択の自由の実質的な相互保障をすすめることでもある)

こうした労働過程への労働者統制的方向めきには、「一人の能力こそ最大のセイフティネット(前掲)ソフト・パワー経済」といっても今日の職安・職業訓練とかわらないだろう。

その実効性の論議はあるが(後述)、フランスの労働時間短縮・ワークシェアリングや、オランダモデル(正規・不正規労働者差別禁止)や、アメリカの公民権(性、年齢、障害、人種による雇用差別の禁止)等の歯止めすらないところで行われる日本の経営の改組は、最も粗野な自由主義的資本主義を再生産する可能性をつくりだしている。(資本による保護のみに依存するような)

(注) 第三世界の工業化、市場化について NICS等第三世界、中等革命経過諸国、の競争戦への参入(それらのすくなくからぬ部分が多国籍企業投下資本自身の参入でもあるのだが)はある意味では世界市場の拡大の要因ではある。

とはいえ多くの場合輸出特区を設けつつ、また帝国主義国市場への輸出特化を

定力が問題となるのは、直接

とうしつつ、自国の工業化を推進しているわけである。(その場合でも多国籍企業主導であるが、中国の場合には外国資本への制限をこれまで推進してきており、WTO加入以降問題となると考えられる) 従って単純ではないにせよ帝国主義諸国多国籍企業の総体としての過剰生産・過当競争、あるいは空洞化への推進を構成している。

あるいは1997年、1998年のアジア危機の基礎となった日本-アジアの連鎖不況(円安によるアジア諸国の対日競争力低下)がそこでの国際収支を悪化させ、ヘッジファンドにねらわれたこと、日本の金融危機・過剰生産と連動した)のように、帝国主義-第三世界同時ならびに構造的過剰生産といった可能性をつくりだしている。

と同時に第三世界での多国籍企業による近代フォード主義的工業製品が、圧倒的賃金格差を背景に世界市場・帝国主義市場に登場することによって、帝国主義国での過剰生産への促進にとどまらず物価の下方化、デフレを強制している。

それらはたしかに帝国主義-第三世界の労働水準の均等化への歴史的方向といったこともないわけではない。がそれらは第三世界の

部諸国、一部産業、一部多国籍企業または資本のため、全労働者ならびに農業ならびに先住民や自然条件の荒廃として進行している。すなわち資本主義とその下層にあるという矛盾と、旧来の生業・生活の荒廃との両面の苦悩をも背負ってゆかねばならないのである。

「内ゲバ止揚問題」と運動の新しい流れ

⑧ 一方反グローバリゼーションの国際的流れは、国際共産主義運動のポリシエヴィキ・コミンテルンの台頭とその挫折・壁以降の、新しい時代への本格的除幕をも意味するのかもしれない。

日本のみ小泉支持の閉鎖状況と隠されたナショナリズムのうちにあると流れはかわらない。

それは1960年代の国際的ニューレフトの登場と、その壁と、そこからの再浮上といったことがらでもある。

そうしたなか、I分派をふくむ異なった傾向の、厳密な論争や検証をふくんでの統一

II反帝・反安保の展開と、反帝一元に解消しきれない反グローバリゼーションにおけるプロレタリアヘゲモニー IIIその国際的展開、といった問題は試金石となつてゆかざるをえないといえる。そ

して内ゲバ止揚といったことが組織問題といたったこと止まらず、権力問題ともなつてきたのである。

たとえば三里塚での中核派の第4インターへの内ゲバについて、「革共同三派一革マル、中核、第4インターの内ゲバにすぎない」「われわれ(ブンド)だつて同じようなことをやってきた」といったことではそれがもたらした深い亀裂を説明できないのである。(勿論われわれの1970年前後の分裂や、ブンド内内ゲバへの責任を免れるわけではないのだが)

一つには内ゲバが、分派の禁止と一枚岩党といったスターリン主義の二番煎じであることが顕在化したことである。

(註) たゞ初期のポリシエヴィキ・レーニンの時代には分派の存在を前提していたが、1912年のプラハ協議会以降一枚岩党になつたのだという共産党の説明もある。

また逆にこういったことから、レーニン主義とスターリン主義組織の連続性を見いだそうというレーニン主義批判の見解もある。

これについてはそれぞれ局面によって力点は違つていせよ、プラハ協議会以降も、とくに地区レベルではポリシエヴィキ・メンシエヴィキ統一の試みがあつた

し、革命前後も「分派」の存在は前提だつた。そういったことゆき1917年の蜂起もありえなかつたと考えたい。

ただし1921年の分派禁止は一時的とされたにせよ一つの壁と考えざるをえないし、「ロシア革命とレーニン主義の遺訓を引き継ぐ」とする我々が、今日の共産主義運動の再生を果たすためには、ヨーロッパ革命の挫折や、21年分派禁止決議に象徴されるその限界を突破することが求められる(『共産主義運動年誌』1 呼びかけ案)といった問題はあつた。

他方、ひとつには党派の反戦・反帝国軍型運動の管制塔を最後としての弱体化によつて、一つには労働運動、農民運動、反差別運動、民族運動の発展ということから、この80年前後党派と大衆運動の関係が転換していったのである。

すなわち反帝国主義ということには収斂しきれない労働運動、農民運動、反差別をめぐる運動、消費をめぐる運動といった構造が展開してきたのである。

強いていえば生産と消費をめぐる労働者統制と、反帝国主義、との結合へ収斂されるような。

(註) これらは理論的には現

代帝国主義と多国籍企業・グローバリゼーションとの関係である。

すなわち1970年ころまで一元的に理解されてきたレーニン帝国主義論の場合には、帝国主義による民族植民地の分割戦と、これによる帝国主義戦争の必然性と、これへの批判ということが基本となつていたことは周知のとおりである。

第二次大戦後、IMF・GATTとケインズ主義や、安保・NATOのもとで発達したフォードシステム型労働・消費様式と多国籍企業の下での矛盾の集積は、帝国主義戦争という矛盾・爆発の形態をとれず、グローバリゼーション・限度のない一大競争戦という形で展開されてきた。米ソ体制対立時点では、帝国主義間戦争にかわる体制間戦争の想定がなされ得たが、ソ連崩壊以降矛盾・危機はグローバリゼーションに収斂されてきているといえる。

勿論今後の帝国主義論、第三世界、旧「社会主義」圏における運動・危機にたいする、帝国主義国の勢力圏再編をかねた軍事的準備ならびに再編は進行するのであるが。

実際すでに三里塚では70年代に出版された『闘う野菜たち』に代表される、資本主義近代工業の下での農業・農

民の現状と再復興の試みが管制塔闘争と共に進行していったのである。

すなわち反独占や反帝に解消されない、市場や工業労働にたいする有機農業や微生物の農法等の農業労働の位置の再確認と自己主張を展開する農民が登場しはじめたのである。

これらは同じころの労働運動・労働情報運動や、障害者運動や、反差別運動でもおなじような形が進行したのである。

そして三里塚で登場したこうした農民層とこれを支援する大衆運動へのテロルというかたちで、戦術上の違いを理由に中核派の第4インターへの内ゲバが行われたわけである。

もちろんこれらの大衆と結合し、けん引するということに左翼全体成功しているとはいえない。

がこうした戦線における問題は(たとえわれわれの努力によって、運動の高揚と党派の影響力の拡大があつたとしても)、常に繰り返され再生産される、一般的すなわち権力問題であるといったことが浮かび上がってきたのである。

それはソ連崩壊の総括ともあわせ、また過去の内ゲバの発生の歴史の総決算の必要性ともあわせ、深刻な亀裂として今日まで引き継がれている

わけである。

(このような日本固有の内ゲバにともなう組織論やそのイデオロギーとしての主体性論等については『共産主義運動年誌』2号や、研究会報16を参照して下さい)

⑨ 「労働過程への規制」への試みの近年の流れ

先に、反帝国主義に収斂しきれない労働運動、農民運動、反差別運動、消費(生活)をめぐる運動等諸社会運動があり、それらは生産と消費をめぐる労働者統制ということと反帝国主義との結合、ということへ収斂されてゆくのだというようなことを述べた。

そしてとりあえず反グローバリゼーションや失業との関係で、労働(時間)、賃金、雇用をめぐる労働者統制ということをのべた。

それはいわゆる労働者権力一生産管理なり、レーニンが1917年二重権力の最中提起した「差し迫る破局それとどう闘うか」における生産のプロレタリア的統制、ということと必ずしも別のことではない。

しかし第一には、失業への諸対策一いわゆる労働時間短縮・ワークシェアリングとか、オランダモデル(正規・非正規労働者の差別の廃止)とか、アメリカの公民権型反

差別雇用とか、諸セイフティ・ネットとかの関係を念頭においている。

(註) 近年話題のオランダ・モデルでは正規・パート労働者間の時間給差別が廃止されたとき、かつ両者間の移動・選択が可能なら結果的に労働時間短縮やワークシェアリングを促進しているとされる。

これは総資本・総労働間の賃金統制協定と一対となったものだから、各企業間格差や企業内位置をめぐる問題等があるとされる。

またフランスの35時間制やワークシェアリングについては、前記『フランス社会運動の再生』の訳者によると、年間トータル計算にされたため変動労働時間導入の契機にされたしまったという。また『オランダモデル』の著者長坂寿久によると39→35時間への短縮には旧来の休憩・着替え時間が編入されたため、実質的短縮はわずかだともいう。

またアメリカは労働者の権利が弱く、いかなるときも解雇自由だが、公民権運動を背景に性、年齢、障害、人種による雇用差別が禁止されている。ただし具体的には訴訟にもちこまれ、障害者等負ける場合も多いとされる。

等々あって、評価は定まっていない。

とくに日本では実効性あるものとするためには各労働運

動の力量ならびに総労働の資本への規制力といったことは前提になる。そして資本の支配の基礎ともなっている労働者の分割・差別構造(時間、賃金、雇用)に介入できるようなヘゲモニーとして存在することが前提される。

しかしそのようなレベル・ヘゲモニーの下では、産業政策や、諸国家政策や、国際政策も勿論問題となっているだろうし、ワークシェアリングや差別構造介入どころか、権力奪取へと突き進むかもしれない。

しかしこのような総資本にたいする総労働・住民による労働者統制・労働過程規制や、経営権への統制がなんらかの形であるかもしれないし、またこうした総体の攻防や雰囲気各労働戦線の力関係を変えてゆくかもしれない。

⑩ (労働運動の展開)

しかし実際にはそれらは各運動の展開と力関係の結果あるいは収斂といった問題である。

これについては『年誌』の号で次のように素描しておいた。

「労働運動はそれ自体としては雇主にたいする賃金、労働時間や労働強度、雇用等の生活と権利をかかげ、資本にたいする労働力販売・労働力

再生産と保全といった形式から大きくはなれることはできない。しかしこの労働力は労働ということから分離できない(資本による労働力使用という形をとるが)。

とくに日本の場合、資本との闘争を、同時に労働者による職場や労働の自己決定といったこととからませながら展開してきた。

(戦争直後の産別時代には生産管理が掲げられたが、それは企業別組合の職場管理という性格をも有し、その後日本労働運動の性格をも規定したということである。組合が職場一企業外に組織される欧米型組合にたいし、その欠点は指摘されてきた。がとりあえず産別崩壊以降も高野時代の地域ぐるみ、三井三池、国労反マル生闘争等中心的な特徴を形成してきた)

もちろん企業別組合が資本と対抗的に職場支配一自己決定とか、(ひいては労働の自己決定の拡大とか)云うこと自体が自己矛盾であるかにも見える。

世界市場競争があり、産業構造の変動があり、企業は倒産する・云々への対抗力という限界がある。

あるいは強い場合には、資本とその労働過程・労働内容をめぐっても対抗関係やヘゲモニー関係を争い、逆に弱い場合には利害関係をも形成せざるをえない本工・正社員組

合の運動であるということも指摘された。

がそれらが職場闘争等労働運動を支え、反安保闘争や地区労をつうじて地域の運動を形成した時代があったわけである。

一九八〇年代の労働情報報道とその挫折を経て今日それはどうだろうか。

一つには今日でも一部官公労にせよ国労や中小にせよ一定の「層としての労働運動」を展開している労働運動は、多かれ少なかれそういう性格をもち、かつ持続・発展できるかの岐路にたつているといえることである。が同時に非正規・契約労働者、外国人労働者、ユニオン等の運動が展開され、かつ量的にも質的にも労働過程の重要な部分を占めるであろうというがはつきりしている。それらの相互作用と相互依存関係が展開されるであろう。

同時に失業者、寄せ場、野宿労働者、外国人労働者、フリーターの運動とその展開がある。また争議の発展としての自主生産、協同組合の試みがある。

それらは労働者階級の諸階層の生活と権利を守る運動であるとともに、先にのべた資本の攻勢に対抗しつつ労働者による職場・生産点や労働にたいする自己決定の拡大という性格をももっている。(中小での資本にたいする諸ヘゲ

モニー賃金体系等一や、国家的不当労働行為にたいする国労の持久戦や、清掃労働者の環境問題の取り組みや、教育労働者と教育内容等はそれぞれ別のことではないのである。大独占一多国籍企業の支配下では事態はこれから顕在化するであろう。すなわち世界市場競争と科学・生産手段や分業等による資本の攻勢の下で、労働者階級が圧倒的劣勢なところでの攻防は今後の問題であろう)。

そして労働情報報道あるいは新左翼労働運動なりはそういったこともかかえつつ、70年闘争なり、それにつづいた農民、反差別、民族、消費生活運動に対応するかたちで登場し、既存新旧左翼の実践的理論的無力さをもあらわしていったのである。

その場合でも三里塚闘争に集約するといった構造をとらないつつ発展されたのだが。

こうした労働者各層の資本との闘いの全体としての発展自体が、労働者への資本の支配構造を問題とせざるを得ない。それらを基礎としてのみ労働時間短縮・ワークシェアリングと差別的支配構造解体、を含む労働過程への規定力や経営権への規定力おしすめることができる。

【農社運動との関係】

⑪ こういった「労働者統制」は、労働運動の帰結であるの、みならず、農業、反差別、エコロジー、生活（消費）、協同組合等諸社会運動との関連において要的位置にある。

むしろ農業の復興と都市・農村の対立の止揚や、反差別における生活（地域、学校、家族）と労働の相互関係の構築や、エコロジーと技術・産業の選択や、学習・文化への条件と権利（労働日短縮と対）になつて精神労働と肉体労働の分業固定化止揚や職業選択の實質的自由への権利等をも意味する）等の根つこの位置にあるといえる。

【福祉国家、セーフティネット】

（註）『年誌』2発刊後の論議でも、マルクスの「コミューン」それは国家権力が、社会を支配し屈服する諸力「力」としてではなく、社会自身の生きた諸力「力」として、社会によって、人民大衆自身によって再吸収されたものであり、（フランスの内乱）を引用して、「市民社会による国家の再吸収」を論拠づける議論があつた。

⑫ では大きな国家・福祉国家やセーフティネット論との関係はどうだろうか。一般に共産党系は福祉国家戦略（福祉国家をとうして革命）をとっている。

【小泉改革】の歴史的経緯

この再生産を保証する構造として存在してきたことを、労働者運動のみならず養護学校義務化反対等の反差別運動が糾弾し、顕在化してきたのである。そして労働者住民による労働者統制、ならびに労働運動や反差別運動や農民運動や諸市民運動がむすびついてブルジョア権力と対峙し（といつても立法的活動とむすびつく場合もあり、地域行政の解体・溶解と一体化することもあり、権力奪取と一体化することもあるのだが）してゆく構造が想定されるわけである。

が、このマルクスの主張は旧来からの二重権力、自己権力と同義であつてこれにたいする異論は少ないと思われるが、それといわゆる「市民社会」とは別の論議ということになる。「市民社会」についてはそれ自体論議が必要で、権利関係ということが鍵となると考えられるが、それらについては90年代あたため21世紀の共産主義運動を考へる研究会発行「研究会報16」を参照してください。

⑬ 小泉の「聖域なき改革」といつてもすでに竹中経済思想で見たごとく米自由化、大店法、労働者派遣法・改悪労基法や、民間で進行しているリストラ・差別雇用と非正規労働者化や、格差や、競争と自助努力や、農村と地方の荒廃、ならびに都市IT型発展と能力開発といった方向を、不況下で加速させるものなわけである。

る 2 郵便局員が公務員で首切りやアルバイト化をやりにくい 3 特定郵便局長の問題 4 郵便貯金の融資先（財政投融資）である特殊法人が赤字となりさらに、天下り等利権化となつていて、といったことでもそれを見ることができ

教科書問題から、有事立法・改憲への流れである。そこでは改憲＝自助努力＝強い国家への願望として一貫している。これらは今日ブルジョアジー総体をリードしているといえる。しかし多国籍企業化している今日、そして韓国等第三世界が分化しNICs化している今日、また中国・ベトナム等革命を経てきた諸国の工業化が進行している今日、かれら一枚岩ではない。中国、韓国等の市場関係から靖国に行くべきではないという意見も登場している。それらはアジアに謝罪して、普通の国として（普通の帝国主義として）改憲し、国際貢献を、という流れであり、ブルジョアジー総体としてバランスをとりながら進行させてゆくわけである。

権力あるいは統一戦線においてもそれが問われるわけである。それはまた帝国主義の市場再分割戦、さらには第三世界支配をとうして形成されてきた現存帝国主義とその国家という問題や、ナショナリズム、排外主義といったこととも関連する。このようなナショナリズムをテコとして、秩序一般ではなく現実的階級対立や差別そのものを融和・統合して国家権力を正統化する力としての天皇制とか軍事官僚機構とか帝国主義戦争といった問題がわれわれの記憶にはある。また象徴天皇制としてそれは存続している。しかしそれはあくまで支配的権力の問題であつて、われわれの作り出す権力、統一戦線がそうなのではない。支配的治安・軍事権力にたいして労働者・諸階級が対峙関係をづくり、諸利害やイデオロギー論争をふくめて統一し、武装し、あるいは権力を奪る場合でもその内容は直接社会・経済的なものである。こうして権力奪取（既存軍事官僚機構の破壊）を一度は通過せざるをえず、それに規定されざるをえないということ、われわれの戦線の内容が直接社会・経済的なものである（住民各人の生産・消費・公共性の統治可能化を目的とする）ということとの両面

【国際主義的アジアへの貢献による反帝・平和】

それへの覚悟をもとめ、それを国家機構、財政分野にまで波及させるといった以上のものではない。すでに橋本行革で提起された公社化か民営化か別として、郵政合理化の4項目 1 郵便貯金が銀行を圧迫してい

⑭ 小泉「改革」の背後で進行しているのは中曽根・石原・小泉といった日本主義、国家主義の流れであり、靖国、

一般的にいえば、戦後福祉国家が資本の労働者支配、差別構造を前提したうえで、そ

る 2 郵便局員が公務員で首切りやアルバイト化をやりにくい 3 特定郵便局長の問題 4 郵便貯金の融資先（財政投融資）である特殊法人が赤字となりさらに、天下り等利権化となつていて、といったことでもそれを見ることができ

教科書問題から、有事立法・改憲への流れである。そこでは改憲＝自助努力＝強い国家への願望として一貫している。これらは今日ブルジョアジー総体をリードしているといえる。しかし多国籍企業化している今日、そして韓国等第三世界が分化しNICs化している今日、また中国・ベトナム等革命を経てきた諸国の工業化が進行している今日、かれら一枚岩ではない。中国、韓国等の市場関係から靖国に行くべきではないという意見も登場している。それらはアジアに謝罪して、普通の国として（普通の帝国主義として）改憲し、国際貢献を、という流れであり、ブルジョアジー総体としてバランスをとりながら進行させてゆくわけである。

権力あるいは統一戦線においてもそれが問われるわけである。それはまた帝国主義の市場再分割戦、さらには第三世界支配をとうして形成されてきた現存帝国主義とその国家という問題や、ナショナリズム、排外主義といったこととも関連する。このようなナショナリズムをテコとして、秩序一般ではなく現実的階級対立や差別そのものを融和・統合して国家権力を正統化する力としての天皇制とか軍事官僚機構とか帝国主義戦争といった問題がわれわれの記憶にはある。また象徴天皇制としてそれは存続している。しかしそれはあくまで支配的権力の問題であつて、われわれの作り出す権力、統一戦線がそうなのではない。支配的治安・軍事権力にたいして労働者・諸階級が対峙関係をづくり、諸利害やイデオロギー論争をふくめて統一し、武装し、あるいは権力を奪る場合でもその内容は直接社会・経済的なものである。こうして権力奪取（既存軍事官僚機構の破壊）を一度は通過せざるをえず、それに規定されざるをえないということ、われわれの戦線の内容が直接社会・経済的なものである（住民各人の生産・消費・公共性の統治可能化を目的とする）ということとの両面

権力あるいは統一戦線においてもそれが問われるわけである。それはまた帝国主義の市場再分割戦、さらには第三世界支配をとうして形成されてきた現存帝国主義とその国家という問題や、ナショナリズム、排外主義といったこととも関連する。このようなナショナリズムをテコとして、秩序一般ではなく現実的階級対立や差別そのものを融和・統合して国家権力を正統化する力としての天皇制とか軍事官僚機構とか帝国主義戦争といった問題がわれわれの記憶にはある。また象徴天皇制としてそれは存続している。しかしそれはあくまで支配的権力の問題であつて、われわれの作り出す権力、統一戦線がそうなのではない。支配的治安・軍事権力にたいして労働者・諸階級が対峙関係をづくり、諸利害やイデオロギー論争をふくめて統一し、武装し、あるいは権力を奪る場合でもその内容は直接社会・経済的なものである。こうして権力奪取（既存軍事官僚機構の破壊）を一度は通過せざるをえず、それに規定されざるをえないということ、われわれの戦線の内容が直接社会・経済的なものである（住民各人の生産・消費・公共性の統治可能化を目的とする）ということとの両面

第19回

参議院選の結果

TAMOTU

果
第19回参議院選の結果

七月二十九日、第十九回参議院選挙の投票が行なわれた。結果は「聖域なき構造改革」を訴えた小泉純一郎の国民的人気に支えられた自民党が全国的に圧勝し、公明党、保守党を加えた与党三党が新勢力の過半数を大きくうまわった。A表、参照Vこれにより小泉は「聖域なき構造改革」が国民の支持を得た結果として把え、改革を強力に押し進める決意である。

今回の選挙結果の特徴

1) マスコミの造りだした「小泉人気」に便乗した自民党が全国的規模で農村部はもとより東京、大阪といった都市部においても議席を獲得し一人勝ちを収めた。それに引き換え、民主党は改選議席を上回ったものの微増に留まり自民党の対抗勢力なれずに終わってしまった。その他の野党は自由党以外は惨敗であつ

た。

2) 小泉人気にも関わらず事前の世論調査では80パーセントの人が投票に行くと言っていた。投票率は史上三番目の低さ(ちなみに前回1998年は58、8パーセントであった)この要因として考えられるのは次のごとくである。

イ) 小泉の「聖域なき構造改革」「痛みを伴う構造改革」に対して民主党は「元祖改革派」を標榜するのみで有権者には与党と野党の政策の違いがよくわからず(ならば自民党らしからぬ小泉にやらせてみよう、ということになり)野党へ積極的に投票する魅力がなかったので行かなかつた投票へ

ロ) 選挙戦の後半になって「小泉改革」は有権者に「改革の痛み」が伴ってくるであろうと解りかけてきたので、どうしたらよいかわからず行かなかつた。

ハ) 小泉の「構造改革」は理解できるように思われる

が、だからといって自民党に投票する気にはなれないのでいかなかつた。

結論

今回の参議院選挙で自民党に圧勝をもたらしたのは、有権者のこれ以上「政、官、財」の着構造を許しておいてはならない。と、いう改革意識であり、マスコミに乗せられて

の小泉内閣支持率80パーセントであった。自民党に幸いしたのは「小泉改革」は具体的にどういふものであることが判明しないまま投票になつてしまったことであります。秋から徐々に具体化してくることによつて、有権者が「小泉改革」の本質を理解し、次の選挙ではシツペ返しを食らわすであろう。

参議院の結果

	総計	改選前	選挙区	比例区	新勢力
自民	64	61	44 (44)	20 (17)	110 (107)
民主	26	22	18 (13)	8 (9)	59 (55)
公明	13	13	5 (6)	8 (7)	23 (23)
自由	6	3	2 (1)	4 (2)	8 (5)
共産	5	8	1 (3)	4 (5)	20 (23)
社民	3	7	0 (3)	3 (4)	8 (12)
保守	1	3	0 (0)	1 (3)	5 (7)

党派別	得票数、得票率	選挙区
自民	22100万 <39%>	2200 <41%>
民主	900万 <16、4%>	1000 <18、5%>
公明	820万 <15 %>	350 <6、4%>
共産	430万 <7、9%>	536 <9、9%>
自由	420万 <7、7%>	300 <5、5%>
社民	360万 <6、6%>	187 <3、4%>
保守	130万 <2、3%>	

前頁より
が考えられておかねばならぬ。しかしそれらは国際的な労働者、農民、住民、地域、民族による、帝国主義的な道を拒否した諸関係の形成ということと、日本の労働者・住民がこれに貢献してゆくことをどうしてのみ可能となる。

実際すでに述べたごとく、1999年11月シアトル暴動に続く今年7月ジェノヴァでの反サミット20万人街頭デモや、韓国でのストライキや反基地等反グローバリゼーションの流れが広がっている。

これらの流れ(第三世界、SUD等左派組合、グリーン、左派社民)等には多かれすくなかれ戦後帝国主義の「成長とその挫折」とそれにともなう失業や、格差拡大や、競争や、連帯の破壊や、自然や農業の破壊や、戦争、といったことに対して異なつた原理をたてようとする流れである。

そしてアジアには工業化にともなう階級・階層分化とイデオロギー的分化・対立を不可避にともなうであろうにせよ、中国・ベトナム等革命経験社会や、南北朝鮮等日帝による侵略経験社会や、フィリピン等革命運動の先進社会等が広がっている。

ここには多国籍企業・グローバリゼーションと米・日侵略への広範な牽制・批判・対抗的世論が蓄積され、規定

力をもちつつあることを、教科書・靖国・基地(沖縄、韓国、フィリピン)問題をどうして示してきた。

こうして一方では米、ヨーロッパでの反グローバリゼーション運動と連帯しつつ、アジアの力と結び付き(国際主義的アジア)、米・日帝を包囲しつつ国際平和のアジア的基盤を台頭させねばならぬ。そこでは靖国、教科書問題はもろろん、戦後補償の現実や、第三世界自立支援といった課題を伴うのだが。

これらをとらえて改憲、普通の帝国主義、有事立法、沖縄の基地移設等の野望を粉砕し、こうしてアジア形成への貢献を構想しなくてはならぬ。

九・九 三里塚・東峰現地行動へ

小山明

公団による東峰神社の立ち木伐採弾劾！

一六日当日、公団は東峰住民に何の連絡もなく、ガードマン約一〇〇人、機動隊員、そして約二〇人の作業員によって、突然東峰神社の立ち木の伐採をおこなった。いわく、「土地は買収しており、立ち木はそれに一体化しているの

で伐採に法的問題はない」と居直りながらのことである。神社の土地は元の地主が東峰神社に寄贈した物であり、部落の総有になつていたものである。であるがために登記は変更されずそのままになつていた物。それを伐採前日の一五日に突然公団の名義に変更し、今回の強行を行ったのである。

当日、現場にあわてて駆けつけた石井武さんは警備する機動隊の指揮者の胸ぐらをつかんで激しく抗議し、足下の土をコンテナに集めトラックの上から公団職員や機動隊に

投げつけたそうである。二三日の抗議行動で発言された、武さんによれば、「俺でも逮捕されれば、問題が大きくなり、公団の今後の動きを封じ込めることができるだろうと当日激しく抗議したが、年寄りの俺を逮捕するようなことを権力はしてくれないんだよなあ」とのこと。

六月二三日土曜日、東峰のワンパックの出荷場の前には四〇人あまりの労働者市民が結集した。東峰神社の立ち木の不当伐採に抗議してである。一行は石井武さんの怒りの発言をうけて、東峰神社に向かった。丸裸にされ、見る影もない神社のあまりの変容に、参加者一同怒りを新たに！し、今後の闘いの取り組みを誓い合つたのであった。

成田完全空港化へ突き進む本

三里塚を囲む情勢はこの間とみに厳しくなっている。市

民層の圧倒的な支持を得て知事となつた堂本は千葉の経済発展を眼目に成田の完全空港化の旗振り人となつている。

五月二八日行われた「成田空港の機能充実を目指す国土交通省航空局、県、公団、周辺九市町村のトップが集まる「四者協議会」において「成田空港において国と公団の皆さんが暫定空港の整備に努力

されている。成田が航空需要にこたえていくためには、機能の強化が不可欠で、二五〇〇メートル平行滑走路と成田新高速鉄道の整備が重要課題。そこで四者が従来にもまして連携を深めていく必要がある」とのべ、七月五日には、これまで知事が就任したことのない、地域振興連絡協議会の会長に就任し、総会において「暫定滑走路の供用開始はすぐそこまできている。(地連協として)形式的にはなく、実質的に地域振興について考えていきたい」と述べている。

ここで忘れてならないこと

は、当初暫定滑走路として語られていた二一八〇m滑走路が、この一年あまりのうちに

平坦と当初計画の二五〇〇m(つまり、北側の八〇〇mを合わせて三三〇〇m滑走路)として語られていることであり、敷地内農民の土地買収を当然と考える雰囲気醸成である。堂本も、共生委員会も今回の公団の強行策を批判し

つつも、「話し合い」地域の発展のために農民が土地を手放すこと」という図式から一歩も後退していないと言ふことである。

未来を代表する闘い

森があまりにも愚かであったために小泉の人氣は異様な物がある。実際の中身がどんな物か深く考えもせず、「改革」が異常にもはやされ、昨今の選挙における自民党の圧勝をもたらした。しかしながら小泉の改革が実際の所どういう物かと言えば、ただた

だ労働者階級の犠牲の上に日本資本主義を延命させようというものでしかない。ましてや今日の状況を作り上げた、無責任な政治家や官僚、資本家どもの責任を問う物ではまったくくない。

IT化の名の下に秒刻みで体を酷使し、グローバル化の名の下に低賃金化の押しつけを行う。さらに他国の労働者を犠牲にする洪水的製品輸出。こうした中で日本経済の再建を行うというのが、小泉の図式である。だが、こうした図式の手本たるアメリカにおいて労働者がいかなる目に遭っているか、たしかに国家と一部の富裕層は豊かになつたが、一般の労働者はむしろ

生活の困窮を増しているのである。果てしない競争と弱肉強食の上にはか未来を語れないとしたらそれこそ思想の貧困であろう。結局のところこの道の上には、勝者にも敗者にも徒勞しかない。

今日、本場に必要なのは改革とはそうしたことでは決してない。農業を社会生活の根幹とするような社会そのものの再編成であり、産業革命以降進められてきた。工業第一とした価値観の転換である。

テレビやマスコミの中で大仰にもはやされる改革論議とは全く別のところで、地域通貨や様々なトラスト運動、

また、暴徒のごとくマスコミに扱われている反グローバルバリの運動、こうした様々な運動のなかに人類の未来を代表する動きが現れている。三里塚の農民達の闘いもそうした物の一つである。今や「地域発展の阻害物」とでもいわんばかりにマスコミに扱われている闘いこそが、将来の成田の、そして日本の運命を担っているのである。

「九・九 三里塚・東峰現地行動へ」読者の結集を訴えます。

主催 三里塚・暫定滑走路に反対する連絡会

TEL 〇三の三二六一の

一一二八

日時・場所 九月九日(日)

一時 成田市東峰・東峰出荷場

交通案内 京成成田下車 千葉交通バス(一二時五五分発

「和田化学」行きで「新田」

下車徒歩一〇分